

横浜市建築基準条例及び同解説 新旧対照表

※下線部分が改正部分（参照ページの改正のみを除きます）

旧	新
表紙	表紙
<p>横浜市建築基準条例及び同解説</p> <p>（令和6年<u>4</u>月版）</p>	<p>横浜市建築基準条例及び同解説</p> <p>（令和6年12月版）</p>
目次	目次
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (目的) 1</p> <p>第2条 (用語の意義) 1</p> <p>第3条 (崖) 2</p> <p>第3条の2 (災害危険区域) 10</p> <p>第4条 (敷地の形態) 18</p> <p>第4条の2 (階数が3以上である建築物及び大規模建築物の敷地と道路との関係) 22</p> <p>第4条の3 (用途地域内における敷地の駐車施設) 27</p> <p style="text-align: center;">（第1章の2から第2章の2まで 略）</p> <p>第3章 雑則</p> <p>第53条の6 (建築物の<u>主要構造部</u>に関する制限の特例) 123</p> <p>第53条の7 (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の特例) 123</p> <p>第53条の8 (避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例) 124</p> <p>第53条の9 (特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の特例) 124</p> <p>第54条 (一の敷地とみなすことによる制限の緩和) 124</p> <p>第54条の2 (一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の緩和) 125</p> <p>第55条 (仮設興行場等に対する制限の緩和) 125</p> <p>第56条 (既存建築物の<u>増築等</u>に対する制限の緩和) 126</p> <p>第56条の2 (既存建築物の用途の変更に対する制限の緩和) 128</p> <p>第56条の3 (特定の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない面積) 130</p> <p>第56条の4 (道に関する基準) 131</p> <p>第56条の5 (道路の変更又は廃止) 132</p> <p>第56条の6 (工事監理者等の届出) 132</p> <p>第56条の7 (手数料) 133</p> <p>第57条 (市長への委任) 133</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (目的) 1</p> <p>第2条 (用語の意義) 1</p> <p>第3条 (崖) 2</p> <p>第3条の2 (災害危険区域) 10</p> <p>第4条 (敷地の形態) 18</p> <p>第4条の2 (階数が3以上である建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係) 22</p> <p>第4条の3 (用途地域内における敷地の駐車施設) 27</p> <p style="text-align: center;">（第1章の2から第2章の2まで 略）</p> <p>第3章 雑則</p> <p>第53条の6 (建築物の<u>特定主要構造部</u>に関する制限の特例) 123</p> <p>第53条の7 (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用の特例) 123</p> <p>第53条の8 (避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例) 124</p> <p>第53条の9 (特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の特例) 124</p> <p>第54条 (一の敷地とみなすことによる制限の緩和) 124</p> <p>第54条の2 (一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の緩和) 125</p> <p>第55条 (仮設興行場等に対する制限の緩和) 125</p> <p>第56条 (既存建築物の<u>増築又は改築</u>に対する制限の緩和) 126</p> <p>第56条の2 (既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する制限の緩和) 129</p> <p>第56条の3 (既存建築物の用途の変更に対する制限の緩和) 130</p> <p>第56条の4 (特定の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない面積) 132</p> <p>第56条の5 (道に関する基準) 133</p> <p>第56条の6 (道路の変更又は廃止) 134</p> <p>第56条の7 (工事監理者等の届出) 134</p> <p>第56条の8 (手数料) 135</p> <p>第57条 (市長への委任) 136</p>

旧	新
(第4項 略)	(第4項 略)
<p>【災害危険区域】</p> <p>第3条の2 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、次に掲げる区域（土砂災害防止法第4条第1項の規定による基礎調査が実施された区域であって、市長が告示したものを除く。）とする。</p> <p>(1) 急傾斜地法第3条第1項及び第3項の規定により神奈川県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定して告示した区域（神奈川県知事が当該区域の指定を廃止して告示した区域を除く。）と同じ区域</p> <p>(2) 前号に掲げる区域のほか、市長が指定して告示した区域</p> <p>2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物が面するすべての急傾斜地（急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 高さが5メートル未満の急傾斜地</p> <p>(2) 急傾斜地法第12条第1項又は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されている急傾斜地</p> <p>(3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事（旧宅地造成等規制法第13条第2項（一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により造成主（旧宅地造成等規制法第2条第5号に規定する造成主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地</p> <p>(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為に関する工事（同法第36条第2項の規定により開発許可（同法第30条第1項に規定する開発許可をいう。）を受けた者が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地</p> <p>(5) 当該急傾斜地の全ての部分が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 擁壁（法第88条第1項において準用する法第7条第5項、法第7条の2第5項又は法第18条第18項の規定により築造主が検査済証の交付を受けたものに限る。）が設置されている急傾斜地</p> <p>(7) 建築物から当該急傾斜地の下端までの水平距離が当該急傾斜地の高さの2倍以上のところに位置する急傾斜地であって、崖崩れにより当該建築物に被害を及ぼすおそれのないもの</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、急傾斜地の上に建築物を建築する場合又は急傾斜地と急傾斜地との間に建築物を建築する場合であって当該建築物の地盤面より高い位置にあるすべての急傾斜地が同項各号のいずれかに該当するときは、当該建築物の主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としないことができる。</p> <p>4 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物の急傾斜地に面する部分で当該急傾斜地上端の高さより低いものには、居室の窓その他の開口部を設けてはならない。ただし、当該部分が面するすべての急傾斜地が第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>5 前3項の規定は、市長が、建築物の構造又は配置により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p> <p>（昭47条例11・追加、平10条例57・一部改正、平22条例5・全改、平28条例71・平30条例18・令5条例4・一部改正）</p>	<p>【災害危険区域】</p> <p>第3条の2 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、次に掲げる区域（土砂災害防止法第4条第1項の規定による基礎調査が実施された区域であって、市長が告示したものを除く。）とする。</p> <p>(1) 急傾斜地法第3条第1項及び第3項の規定により神奈川県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定して告示した区域（神奈川県知事が当該区域の指定を廃止して告示した区域を除く。）と同じ区域</p> <p>(2) 前号に掲げる区域のほか、市長が指定して告示した区域</p> <p>2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物が面するすべての急傾斜地（急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 高さが5メートル未満の急傾斜地</p> <p>(2) 急傾斜地法第12条第1項又は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されている急傾斜地</p> <p>(3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事（旧宅地造成等規制法第13条第2項（一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により造成主（旧宅地造成等規制法第2条第5号に規定する造成主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地</p> <p>(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為に関する工事（同法第36条第2項の規定により開発許可（同法第30条第1項に規定する開発許可をいう。）を受けた者が検査済証の交付を受けたものに限る。）により整備されている急傾斜地</p> <p>(5) 当該急傾斜地の全ての部分が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 擁壁（法第88条第1項において準用する法第7条第5項、法第7条の2第5項又は法第18条第22項若しくは第26項の規定により築造主が検査済証の交付を受けたものに限る。）が設置されている急傾斜地</p> <p>(7) 建築物から当該急傾斜地の下端までの水平距離が当該急傾斜地の高さの2倍以上のところに位置する急傾斜地であって、崖崩れにより当該建築物に被害を及ぼすおそれのないもの</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、急傾斜地の上に建築物を建築する場合又は急傾斜地と急傾斜地との間に建築物を建築する場合であって当該建築物の地盤面より高い位置にあるすべての急傾斜地が同項各号のいずれかに該当するときは、当該建築物の主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としないことができる。</p> <p>4 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物の急傾斜地に面する部分で当該急傾斜地上端の高さより低いものには、居室の窓その他の開口部を設けてはならない。ただし、当該部分が面するすべての急傾斜地が第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>5 前3項の規定は、市長が、建築物の構造又は配置により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p> <p>（昭47条例11・追加、平10条例57・一部改正、平22条例5・全改、平28条例71・平30条例18・令5条例4・令6条例46・一部改正）</p>

旧	新
第4条 略	第4条 略
<p>【階数が3以上である建築物及び大規模建築物の敷地と道路との関係】 第4条の2 本文 (略)</p>	<p>【階数が3以上である建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係】 第4条の2</p>
<p>【用途地域内における敷地の駐車施設】 第4条の3 本文 (略)</p>	<p>【用途地域内における敷地の駐車施設】 第4条の3 本文 (略)</p>
<p>● 第1項</p>	<p>● 第1項</p>
<p>適用対象建築物を定めています。「共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿」が対象用途となり、居住のための機能を備えた、いわゆるワンルーム形式の建築物もこれに含まれます。寄宿舎のうち適用除外となる「規則で定めるもの」は、「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒又は学生のための寄宿舎その他これに類するもの」(横浜市建築基準法施行細則第19条)です。これらの用途に供する建築物のうち、「住居の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの」が対象建築物です。ここでいう「住居の用に供する部分」には、駐車場及び駐輪場を除き、共同住宅等の共用廊下、階段等の全てが含まれます(P130参照)。また、げた履き共同住宅等の複合建築物の場合、店舗や事務所等との共用部分については按分により算定します(P130参照)。</p>	<p>適用対象建築物を定めています。「共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿」が対象用途となり、居住のための機能を備えた、いわゆるワンルーム形式の建築物もこれに含まれます。寄宿舎のうち適用除外となる「規則で定めるもの」は、「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒又は学生のための寄宿舎その他これに類するもの」(横浜市建築基準法施行細則第19条)です。これらの用途に供する建築物のうち、「住居の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの」が対象建築物です。ここでいう「住居の用に供する部分」には、駐車場及び駐輪場を除き、共同住宅等の共用廊下、階段等の全てが含まれます(P132参照)。また、げた履き共同住宅等の複合建築物の場合、店舗や事務所等との共用部分については按分により算定します(P132参照)。</p>
<p>次に、適用対象となる建築物については、所定の規模の駐車施設を敷地内に設けなければならないことを定めています。駐車施設の大きさは、用途地域毎に定められた駐車台数確保率に住戸又は住室の数を乗じて得られた台数の自動車に駐車できるものであることが必要となります。その算定に当たって、小数点以下の端数は切り上げ処理となります。</p>	<p>次に、適用対象となる建築物については、所定の規模の駐車施設を敷地内に設けなければならないことを定めています。駐車施設の大きさは、用途地域毎に定められた駐車台数確保率に住戸又は住室の数を乗じて得られた台数の自動車に駐車できるものであることが必要となります。その算定に当たって、小数点以下の端数は切り上げ処理となります。</p>
<p>なお、小規模住宅等(30平方メートル以下)については、(住戸数・住室数)×1/3として算定します。 たとえば、総住戸40戸のうち、30平方メートル以下の住戸が30戸と30平方メートル超えの住戸が10戸の場合、 $30 \text{戸} \times 1/3 + 10 \text{戸} = 20 \text{戸}$が附置義務台数を算出する際の住戸数になります。</p>	<p>なお、小規模住戸等(30平方メートル以下*)については、(住戸数・住室数)×1/3として算定します。 ※共用部側からのみの扉で開閉するメーターボックスやパイプスペース等については、住戸又は住室の専用部分(住戸専用面積)ではないものとし、小規模住戸等の床面積に算入しません。</p>
<p>(第2項 略)</p>	<p>例：総住戸数100戸のうち、30平方メートル以下の住戸が40戸と30平方メートル超えの住戸が60戸の場合、 $40 \text{戸} \times 1/3 + 60 \text{戸} = 73.33 \dots \text{戸}$が附置義務台数を算出する際の住戸の数になります。 第1種低層住居専用地域(駐車台数確保率3/10以上)の場合、 $73.33 \text{戸} \times 3/10 = 21.99 \dots$ ∴小数点以下の端数を切り上げ処理となるため、22台以上の駐車台数を確保する必要があります。</p> <p>(第2項 略)</p>
<p>● 第3項</p>	<p>● 第3項</p>
<p>敷地が第1項の制限を受ける2以上の地域にわたる場合の取り扱いであり、それぞれの駐車台数確保率の加重平均によって算定することとしています。</p>	<p>敷地が第1項の制限を受ける2以上の地域にわたる場合の取り扱いであり、それぞれの駐車台数確保率の加重平均によって算定することとしています。</p>
<p>たとえば、図3のように、駐車台数確保率が1/10以上と3/10以上の地域に敷地がまたがる場合、敷地全体の駐車台数確保率は0.22となり、附置義務台数$\geq 20 \times 0.22 = 4.4$となります。結果、敷地内に自動車駐車場は5台必要です。</p>	<p>たとえば、図3のように、駐車台数確保率が1/10以上と3/10以上の地域に敷地がまたがる場合、敷地全体の駐車台数確保率は0.22となり、附置義務台数$\geq 20 \times 0.22 = 4.4$となります。結果、敷地内に自動車駐車場は5台必要です。</p>

旧	新
 <p>30 m²以下の住戸：30戸 30 m²超えの住戸：10戸</p> <p>共同住宅 40戸</p> <p>400 m² 600</p> <p>近隣商業地域 (駐車台数確保率 1/10) 第一種住居地域 (駐車台数確保率 3/10)</p> $\text{(駐車台数確保率)} = \frac{1/10 \times 400 + 3/10 \times 600}{1000} = 0.22$ $\text{(必要台数)} \geq 20 \times 0.22 = 4.4 \quad \therefore 5 \text{ 台}$ <p>図 3 敷地が2以上の地域にわたる場合の駐車台数確保率の算定</p> <p>(第4項 略)</p>	 <p>30 m²以下の住戸：30戸 30 m²超えの住戸：10戸</p> <p>共同住宅 40戸</p> <p>400 m² 600 m²</p> <p>近隣商業地域 (駐車台数確保率 1/10) 第一種住居地域 (駐車台数確保率 3/10)</p> $\text{(駐車台数確保率)} = \frac{1/10 \times 400 \text{ m}^2 + 3/10 \times 600 \text{ m}^2}{1,000 \text{ m}^2} = 0.22$ <p>(住戸の数) = 30戸 × 1/3 + 10戸 = 20戸</p> $\text{(必要台数)} \geq 20 \text{ 戸} \times 0.22 = 4.4 \text{ 台} \quad \therefore 5 \text{ 台}$ <p>図 3 敷地が2以上の地域にわたる場合の駐車台数確保率の算定</p> <p>(第4項 略)</p>
<p>● 第5項</p> <p>第1項の緩和規定です。</p> <p>第1号は市長の許可に係る緩和規定です。</p> <p>第2号は、前号の規定による許可を受けた建築物について、既存の駐車施設の台数の減少を伴わず、かつ、住戸数と住室数の合計が増加しない増築等又は用途の変更を行う場合には、再度許可を受けなくとも引き続き第1項の規定を緩和するものです。なお、横浜市建築基準条例の一部を改正する条例(平成28年条例第71号)附則第2項により、同条例による改正前の横浜市建築基準条例第4条の3第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物についても、同様に緩和の対象となります。</p> <p>なお、既存不適格建築物に関する緩和措置は第56条第5項の解説(P127)を参照してください。</p>	<p>● 第5項</p> <p>第1項の緩和規定です。</p> <p>第1号は市長の許可に係る緩和規定です。</p> <p>第2号は、前号の規定による許可を受けた建築物について、既存の駐車施設の台数の減少を伴わず、かつ、住戸の数と住室の数の合計が増加しない増築等又は用途の変更を行う場合には、再度許可を受けなくとも引き続き第1項の規定を緩和するものです。なお、横浜市建築基準条例の一部を改正する条例(平成28年条例第71号)附則第2項により、同条例による改正前の横浜市建築基準条例第4条の3第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物についても、同様に緩和の対象となります。</p> <p>なお、既存不適格建築物に関する緩和措置は第56条第9項の解説(P128)を参照してください。</p>
<p>● 第6項</p> <p>第2項の緩和規定です。</p> <p>第1号は市長の許可に係る緩和規定です。</p> <p>第2号は、前号の規定による許可を受けた建築物について、既存の駐車施設の台数の増加を伴わず、かつ、当該駐車施設の位置も構造もともに変更しない増築等又は用途の変更を行う場合には、再度許可を受けなくとも引き続き第2項の規定を緩和するものです。なお、横浜市建築基準条例の一部を改正する条例(平成28年条例第71号)附則第2項により、同条例による改正前の横浜市建築基準条例第4条の3第2項ただし書の規定による許可を受けた建築物についても、同様に緩和の対象となります。</p> <p>なお、既存不適格建築物に関する緩和措置は第56条第5項の解説(P127)を参照してください。</p>	<p>● 第6項</p> <p>第2項の緩和規定です。</p> <p>第1号は市長の許可に係る緩和規定です。</p> <p>第2号は、前号の規定による許可を受けた建築物について、既存の駐車施設の台数の増加を伴わず、かつ、当該駐車施設の位置も構造もともに変更しない増築等又は用途の変更を行う場合には、再度許可を受けなくとも引き続き第2項の規定を緩和するものです。なお、横浜市建築基準条例の一部を改正する条例(平成28年条例第71号)附則第2項により、同条例による改正前の横浜市建築基準条例第4条の3第2項ただし書の規定による許可を受けた建築物についても、同様に緩和の対象となります。</p> <p>なお、既存不適格建築物に関する緩和措置は第56条第9項の解説(P128)を参照してください。</p>
<p>【敷地と道路との関係】</p> <p>第5条 本文 (略)</p> <p>(第1項 略)</p>	<p>【敷地と道路との関係】</p> <p>第5条 本文 (略)</p> <p>(第1項 略)</p>
<p>● 第2項</p> <p>近接しない2以上の位置において道路等に接し、2方向への避難が確保できる敷地についての緩和規定です。次の条件を満たす敷地について適用できます(図3)。なお、敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます(P22参照)。</p>	<p>● 第2項</p> <p>近接しない2以上の位置において道路等に接し、2方向への避難が確保できる敷地についての緩和規定です。次の条件を満たす敷地について適用できます(図3)。なお、敷地が路地状部分で道路等に接する場合の「接する長さ」とは、当該路地状部分の最小幅員をいいます(P22参照)。</p>

旧

新

- (1) 道路等に接する長さが、それぞれ1メートル以上であること（法第43条第1項の規定により、このうち1箇所以上は道路に2メートル以上接していることが必要となります。）。
- (2) 道路等に接する長さの合計が、学校等の用途に供する部分の床面積の合計に応じてそれぞれ条例の表に示す数値であること。
- (3) 道路等の間を幅員2メートル以上（2メートル未満の路地状部分は、その幅員とします。）の敷地内の通路を設けること。

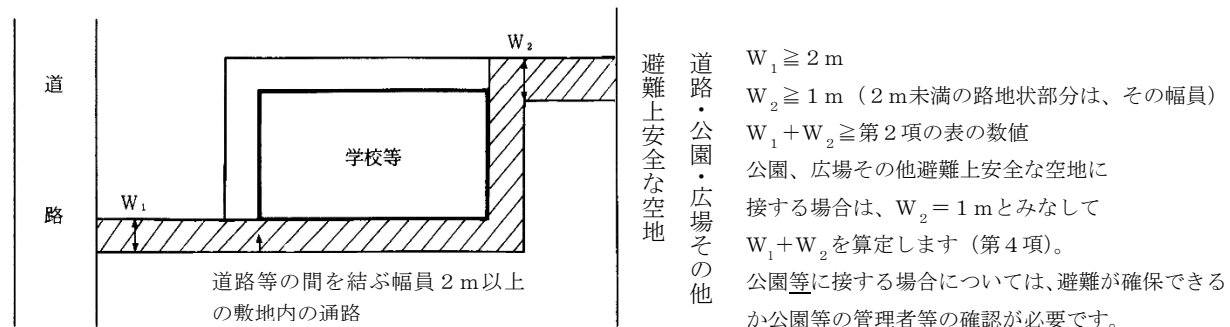


図3 道路等の間を結ぶ幅員2m以上の敷地内の通路

道路等のうち「その他避難上安全な空地」とは、将来においても現況が担保されることが確実な次のようなものが該当します。

- (1) 法第42条に規定する道路に該当しない道で、幅員1.8メートル以上4メートル未満の公道
- (2) 水路を埋立てて造った道で、幅員1.8メートル以上のもの

敷地内の通路については、青空空地を原則とし、敷地内の通路内に階段、スロープ等がある場合には、有効幅員を確保することとしています。

ただし、以下の全てに該当するものについては、青空空地としなくてもよいものとします(図4)。(第6条第2項及び第3項の敷地内の通路も同様の扱いとします。)

- (1) 通路の有効幅員を2メートル以上確保すること
- (2) 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画し、通路の壁及び天井の下地、仕上げを不燃材料とすること
- (3) 通路部分は、外気に十分開放されていること
- (4) 通路の天井高さが2.1メートル以上であること

また、ひさし又は2階以上の屋根（それぞれの出が1メートル以下のものに限り。）におおわれた部分については青空空地と取り扱います(図5)。

なお、令第128条の敷地内の通路と兼ねる場合は、「建築物の防火避難規定の解説2016」(編集：日本建築行政会議、発行：株式会社ぎょうせい) P99記載の基準を満たす必要があります。

- (1) 道路等に接する長さが、それぞれ1メートル以上であること（法第43条第1項の規定により、このうち1箇所以上は道路に2メートル以上接していることが必要となります。）。
- (2) 道路等に接する長さの合計が、学校等の用途に供する部分の床面積の合計に応じてそれぞれ条例の表に示す数値であること。
- (3) 道路等の間を幅員2メートル以上（2メートル未満の路地状部分は、その幅員とします。）の敷地内の通路を設けること。

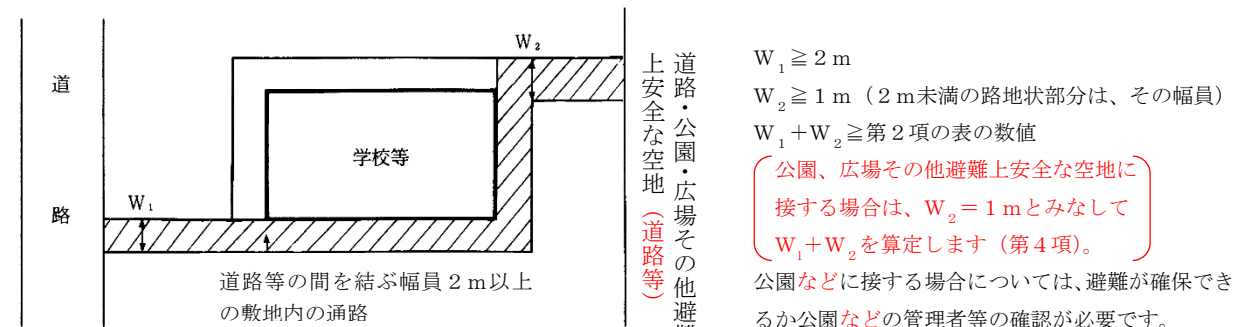


図3 道路等の間を結ぶ幅員2m以上の敷地内の通路

道路等のうち「その他避難上安全な空地」とは、将来においても現況が担保されることが確実な次のようなものが該当します。

- (1) 法第42条に規定する道路に該当しない道で、幅員1.8メートル以上4メートル未満の公道
- (2) 水路を埋立てて造った道で、幅員1.8メートル以上のもの

敷地内の通路については、青空空地を原則とし、敷地内の通路内に階段、スロープ等がある場合には、有効幅員を確保することとしています。

ただし、以下の全てに該当するものについては、青空空地としなくてもよいものとします(図4)。(第6条第2項及び第3項の敷地内の通路も同様の扱いとします。)

- (1) 通路の有効幅員を2メートル以上確保すること
- (2) 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画し、通路の壁及び天井の下地、仕上げを不燃材料とすること
- (3) 通路部分は、外気に十分開放されていること
- (4) 通路の天井高さが2.1メートル以上であること

また、ひさし又は2階以上の屋根（それぞれの出が1メートル以下のものに限り。）におおわれた部分については青空空地と取り扱います(図5)。

なお、令第128条の敷地内の通路と兼ねる場合は、「建築物の防火避難規定の解説2023」(編集：日本建築行政会議、発行：株式会社ぎょうせい) P99記載の基準を満たす必要があります。

旧	新
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="296 220 845 640"> <p>・屋内部分と耐火構造の壁・床及び法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画</p> <p>通路の有効幅員 2m以上</p> <p>H=2.1m以上</p> </div> <div data-bbox="905 304 1231 640"> <p>1m以下の屋根</p> <p>通路の幅員</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">(第3項 略)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1573 220 2122 640"> <p>・屋内部分と耐火構造の壁・床及び法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画</p> <p>通路の有効幅員 2m以上</p> <p>H=2.1m以上</p> </div> <div data-bbox="2181 304 2507 640"> <p>1m以下の屋根</p> <p>通路の幅員</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">(第3項 略)</p>
<p>● 第4項</p> <p>第2項及び第3項の規定により「道路等に接する長さの合計を算定する」場合の敷地が特定の道路や公園等に接している部分の長さのみなし規定です。第1号及び第2号に該当する部分については、接する部分の長さの合計が1メートル以上であっても、その長さを1メートルとみなして算定することとしています。</p> <p>○ 第1号</p> <p>学校等の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地において、次のいずれかに該当する道路に接する場合は、みなし規定が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 2項道路又は3項道路（法第42条第2項又は第3項の規定により指定された道路） (2) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路（法第42条第1項第2号に該当する道路） (3) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた位置指定道路（法第42条第1項第5号に該当する道路） (4) (2)又は(3)に該当する道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路又は位置指定道路 <p>○ 第2号</p> <p>敷地が道路以外の公園、広場その他避難上安全な空地に接する場合は、みなし規定が適用されます。</p> <p style="text-align: center;">(第5項 略)</p>	<p>● 第4項</p> <p>第2項及び第3項の規定により「道路等に接する長さの合計を算定する」場合の敷地が特定の道路や公園、広場その他避難上安全な空地に接している部分の長さのみなし規定です。第1号及び第2号に該当する部分については、接する部分の長さの合計が1メートル以上であっても、その長さを1メートルとみなして算定することとしています。</p> <p>○ 第1号</p> <p>学校等の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地において、次のいずれかに該当する道路に接する場合は、みなし規定が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 2項道路又は3項道路（法第42条第2項又は第3項の規定により指定された道路） (2) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路（法第42条第1項第2号に該当する道路） (3) 2項道路又は3項道路のみに接続して設けられた位置指定道路（法第42条第1項第5号に該当する道路） (4) (2)又は(3)に該当する道路のみに接続して設けられた都市計画法等による道路又は位置指定道路 <p>○ 第2号</p> <p>敷地が道路以外の公園、広場その他避難上安全な空地に接する場合は、みなし規定が適用されます。</p> <p style="text-align: center;">(第5項 略)</p>
<p>【屋外への出口、避難通路等】</p> <p>第6条 学校等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものにあつては、避難上有効な出口（令第120条若しくは令第121条に規定する直通階段又は固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を含む。以下この条において「出口」という。）を2以上設け、かつ、その主たる用途に供する居室</p>	<p>【屋外への出口、避難通路等】</p> <p>第6条 学校等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものにあつては、避難上有効な出口（令第120条若しくは令第121条に規定する直通階段又は固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を含む。以下この条において「出口」という。）を2以上設け、かつ、その主たる用途に供する居室</p>

旧	新
<p>から出口に通ずる避難上有効な通路（廊下、階段、固定タラップ、バルコニーその他これらに類するものをいう。）を当該各居室ごとに2以上設けなければならない。この場合において、2以上の居室により構成される病院の病室、ホテル又は旅館の宿泊室、共同住宅の住戸その他これらに類するもの（以下この項において「病室等」という。）で、準耐火構造の壁で区画されたものにあつては、当該区画された病室等をもって1居室とみなす。</p> <p>(1) その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル（主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3第2号に該当する構造とした建築物にあつては、200平方メートル）を超えるもの</p> <p>(2) 避難階以外の階で、その階におけるその用途に供する居室の床面積の合計が50平方メートル（主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3第2号に該当する構造とした建築物にあつては、100平方メートル）を超えるもの</p> <p>2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員2メートル（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90センチメートル）以上の通路を設けなければならない。</p> <p>3 第1項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物の敷地で、前項に規定する通路（避難階以外の階に通ずる出口（固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を除く。）から道路等に通ずるものに限る。）を互いに共用する場合には、その共用する部分の通路幅員は3メートル以上としなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、増築等又は用途の変更をする場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。</p> <p>(昭40条例53・昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平12条例83・平22条例5・平28条例71・令元条例11・令2条例39・令3条例44・一部改正)</p>	<p>から出口に通ずる避難上有効な通路（廊下、階段、固定タラップ、バルコニーその他これらに類するものをいう。）を当該各居室ごとに2以上設けなければならない。この場合において、2以上の居室により構成される病院の病室、ホテル又は旅館の宿泊室、共同住宅の住戸その他これらに類するもの（以下この項において「病室等」という。）で、準耐火構造の壁で区画されたものにあつては、当該区画された病室等をもって1居室とみなす。</p> <p>(1) その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル（主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する建築物にあつては、200平方メートル）を超えるもの</p> <p>(2) 避難階以外の階で、その階におけるその用途に供する居室の床面積の合計が50平方メートル（主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は令第109条の3第2号に掲げる基準に適合する建築物にあつては、100平方メートル）を超えるもの</p> <p>2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員2メートル（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90センチメートル）以上の通路を設けなければならない。</p> <p>3 第1項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える建築物の敷地で、前項に規定する通路（避難階以外の階に通ずる出口（固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を除く。）から道路等に通ずるものに限る。）を互いに共用する場合には、その共用する部分の通路幅員は3メートル以上としなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、増築等又は用途の変更をする場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。</p> <p>(昭40条例53・昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平12条例83・平22条例5・平28条例71・令元条例11・令2条例39・令3条例44・令6条例46・一部改正)</p>
(第1項 略)	(第1項 略)
<p>● 第2項</p> <p>敷地内の通路の規定です。第1項の「避難上有効な出口」から道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路を確保するよう定めています。敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が2メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります（図9）。</p> <p>これらの敷地内の通路、階段、スロープ等の幅員については、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内の場合は、90センチメートル以上とすることができます。</p>	<p>● 第2項</p> <p>敷地内の通路の規定です。第1項の「避難上有効な出口」から道路等に通ずる幅員2メートル以上の敷地内の通路を確保するよう定めています。敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が2メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります（図9）。</p> <p>これらの敷地内の通路、階段、スロープ等の幅員については、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内の場合は、90センチメートル以上とすることができます。</p>

旧

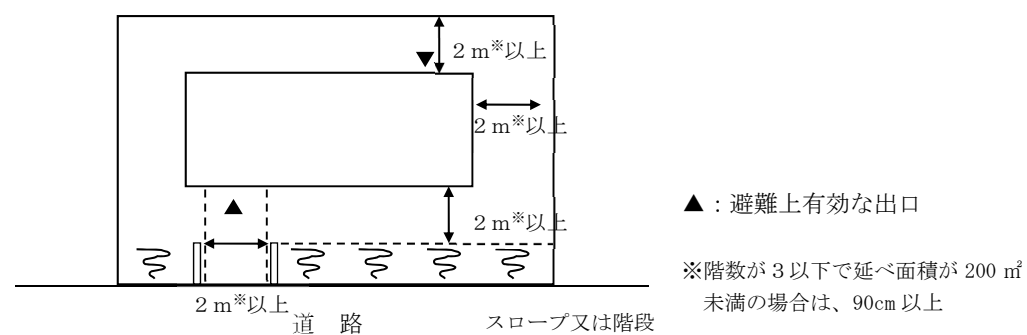


図 9 敷地内の通路(敷地と道路に高低差がある場合)

新

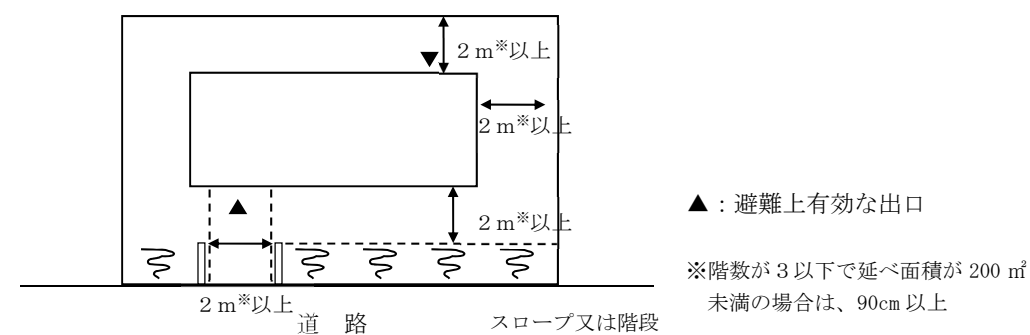


図 9 敷地内の通路(敷地と道路に高低差がある場合)

本規定は避難又は通行の安全を目的としており、避難者が滞留することなく迅速に避難できる計画とする必要があります。したがって避難上支障がある急勾配の階段やスロープ、梯子やタラップなどは敷地内の通路に該当しません。また、避難上支障がある植栽や工作物、駐車施設については、敷地内の通路に設けることはできません。

なお、敷地内の通路については、青空空地を原則とします。

ただし、以下の全てに該当するものについては、青空空地としなくてもよいものとします（P42・43 参照）。（第6条第3項の敷地内の通路も同様の扱いとします。）

- (1) 通路の有効幅員を2メートル以上確保すること
- (2) 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画し、通路の壁及び天井の地下、仕上げを不燃材料とすること
- (3) 通路部分は、外気に十分開放されていること
- (4) 通路の天井高さが2.1メートル以上であること

また、ひさし又は2階以上の屋根（それぞれの出が1メートル以下のものに限り）におおわれた部分については青空空地と取り扱います（P42・43 参照）。

なお、令第128条の敷地内の通路と兼ねる場合は、「建築物の防火避難規定の解説2016」（編集：日本建築行政会議、発行：株式会社ぎょうせい）P99記載の基準を満たす必要があります。

● 第3項

第2項の敷地内の通路を重複共用する場合の強化規定です。

学校等の用途に供する床面積の合計が200平方メートルを超える場合、避難階以外の階からの敷地内の通路を互いに重複共用するときは、前項の規定にかかわらず、その幅員を3メートル以上とするよう定めたものです。なお、第2項と同様、敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が3メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります（図10 Aのみの場合）。

本規定は避難又は通行の安全を目的としており、避難者が滞留することなく迅速に避難できる計画とする必要があります。したがって避難上支障がある急勾配の階段やスロープ、梯子やタラップなどは敷地内の通路に該当しません。また、避難上支障がある植栽や工作物、駐車施設については、敷地内の通路に設けることはできません。

なお、敷地内の通路については、青空空地を原則とします。

ただし、以下の全てに該当するものについては、青空空地としなくてもよいものとします（P42、P43 参照）。（第6条第3項の敷地内の通路も同様の扱いとします。）

- (1) 通路の有効幅員を2メートル以上（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内の場合は、90センチメートル以上）確保すること
- (2) 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画し、通路の壁及び天井の地下、仕上げを不燃材料とすること
- (3) 通路部分は、外気に十分開放されていること
- (4) 通路の天井高さが2.1メートル以上であること

また、ひさし又は2階以上の屋根（それぞれの出が1メートル以下のものに限り）におおわれた部分については青空空地と取り扱います（P42・43 参照）。

なお、令第128条の敷地内の通路と兼ねる場合は、「建築物の防火避難規定の解説2023」（編集：日本建築行政会議、発行：株式会社ぎょうせい）P99記載の基準を満たす必要があります。

● 第3項

第2項の敷地内の通路を重複共用する場合の強化規定です。

学校等の用途に供する床面積の合計が200平方メートルを超える場合、避難階以外の階からの敷地内の通路を互いに重複共用するときは、前項の規定にかかわらず、その幅員を3メートル以上とするよう定めたものです。なお、第2項と同様、敷地と道路等との間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には幅員が3メートル以上の階段、スロープ等を整備する必要があります（図10 Aのみの場合）。

旧

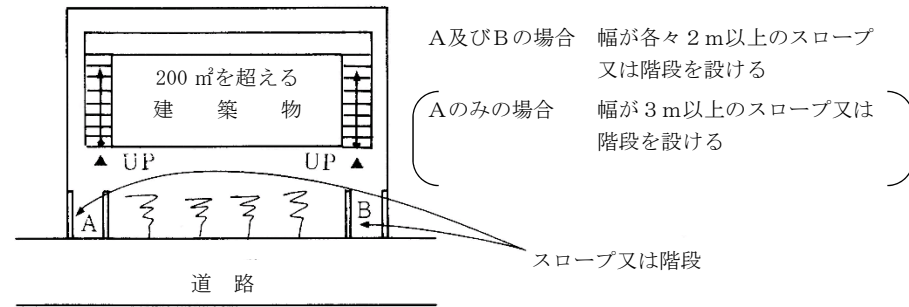


図 10 敷地内の通路を重複共用する場合

ただし、本項の対象となるのは、「避難階以外の階に通ずる出口」からの敷地内の通路を互いに共用する場合です。補助的な「固定タラップその他これに類する施設」に通ずる敷地内の通路を共用する場合は除いています。

- A：避難階以外からの出口（固定タラップ等以外）
- B：避難階以外からの出口（固定タラップ等）
- C：避難階の廊下からの出口
- D：避難階のひじ掛け窓、掃き出し窓からの出口

<組合せ事例>

	A	B	C	D
A	3 ^m	2 ^m	2 ^m	2 ^m
B	2	2	2	2
C	2	2	2	2
D	2	2	2	2

以上のことを総合して敷地内の通路の取扱いを例示すると次のようになります。

- 1 避難階以外からの出口（A、B）からの敷地内の通路が重複するもののうち、（A+A）は3メートル以上とし、（A+B）及び（B+B）は2メートル以上
- 2 避難階からの出口（C、D）からの敷地内の通路の重複（C+C、C+D、D+D）は2メートル以上
- 3 避難階からの出口（C、D）からの敷地内の通路と避難階以外からの出口（A、B）からの敷地内の通路の重複（A+C、C+B、A+D、B+D）は2メートル以上

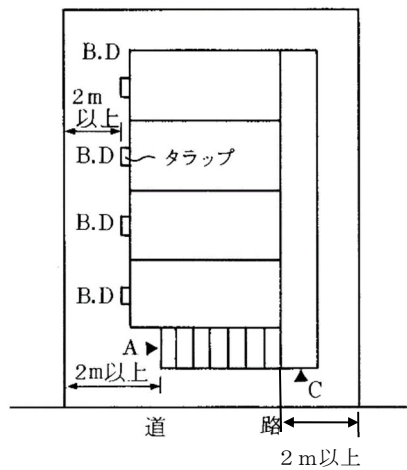


図 11

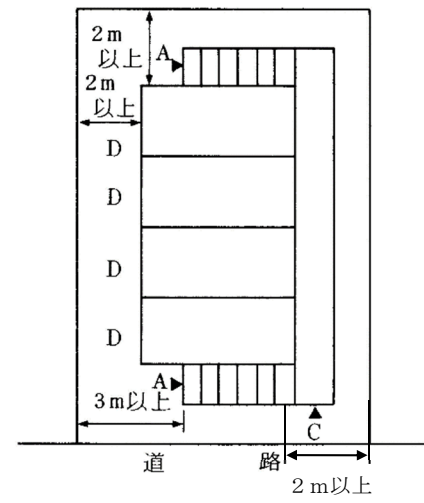


図 12

新

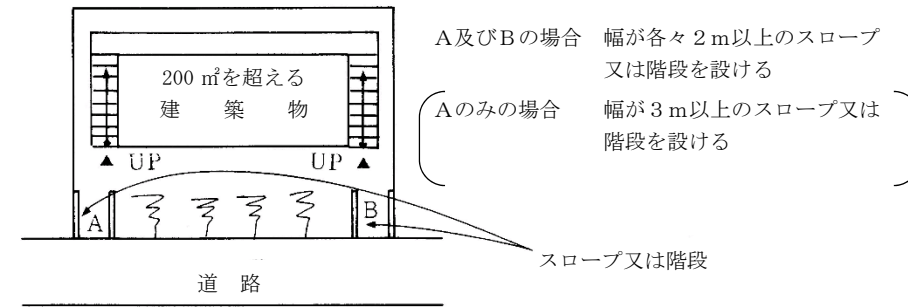


図 10 敷地内の通路を重複共用する場合

ただし、本項の対象となるのは、「避難階以外の階に通ずる出口」からの敷地内の通路を互いに共用する場合です。補助的な「固定タラップその他これに類する施設」に通ずる敷地内の通路を共用する場合は除いています。

- A：避難階以外の階に通ずる出口（固定タラップ等以外）

1居室とみなす病室等で、その病室等の中に避難階以外に通じる階段があり、避難階のみに出入口がある場合には、Cとして扱います。

- B：避難階以外の階に通ずる出口（固定タラップ等）

- C：避難階以外の階に通じない出口
(避難階の居室から廊下などを経由する出口)

- D：避難階以外の階に通じない出口
(避難階の居室でひじ掛け窓、掃き出し窓等からの出口)

<組合せ事例>

	A	B	C	D
A	3 ^m	2 ^m	2 ^m	2 ^m
B	2	2	2	2
C	2	2	2	2
D	2	2	2	2

以上のことを総合して敷地内の通路の取扱いを例示すると次のようになります。

- 1 避難階以外の階に通ずる出口（A、B）からの敷地内の通路が重複するもののうち、（A+A）は3メートル以上とし、（A+B）及び（B+B）は2メートル以上
- 2 避難階以外の階に通じない出口（C、D）からの敷地内の通路の重複（C+C、C+D、D+D）は2メートル以上
- 3 避難階以外の階に通じない出口（C、D）からの敷地内の通路と避難階以外の階に通ずる出口（A、B）からの敷地内の通路の重複（A+C、C+B、A+D、B+D）は2メートル以上

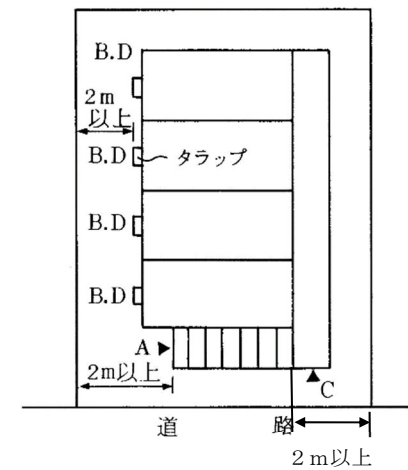


図 11

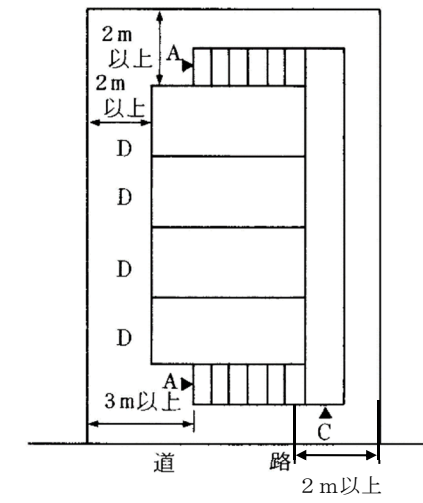


図 12

旧

新

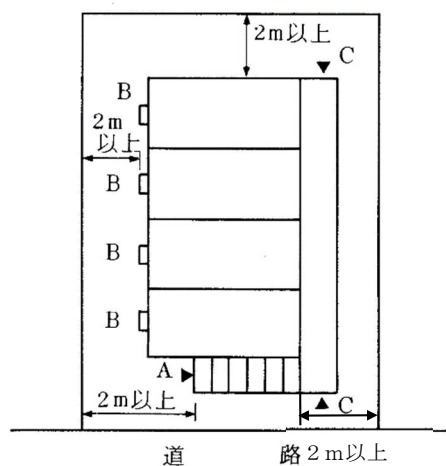


図 13

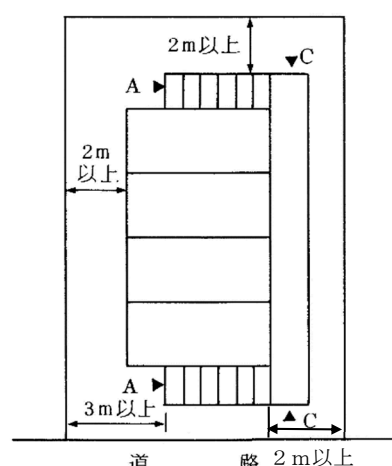


図 14

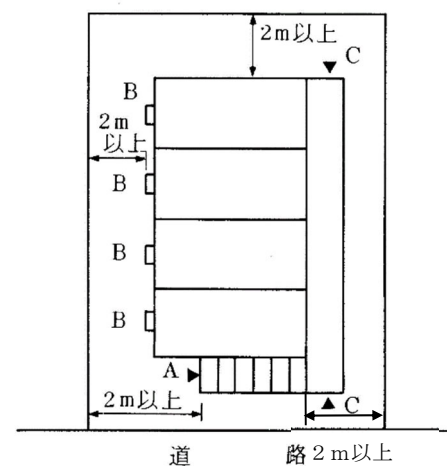


図 13

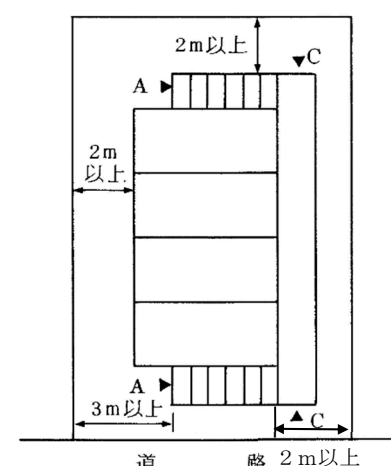


図 14

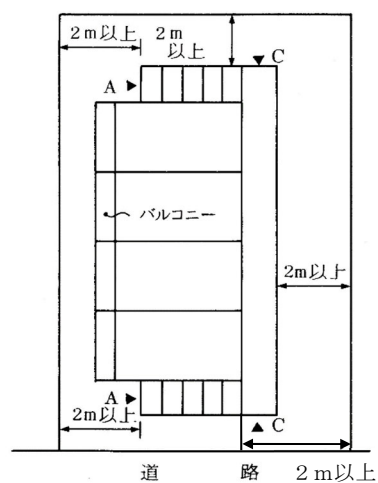


図 15

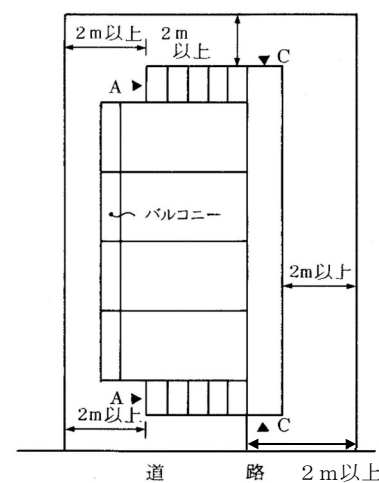


図 15

第7条から第15条まで 略

第7条から第15条まで 略

【耐火建築物等】

第16条 病院等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）としなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（2階の一部を病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものを除く。）で、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準その他規則で定める基準に適合するものに限る。）とした場合
- (2) 法第27条第1項の規定に適合する建築物（主要構造部について、令第110条第1号に掲げる基準に適合するもので国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）とした場合

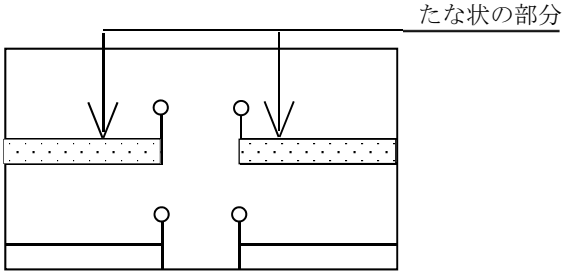
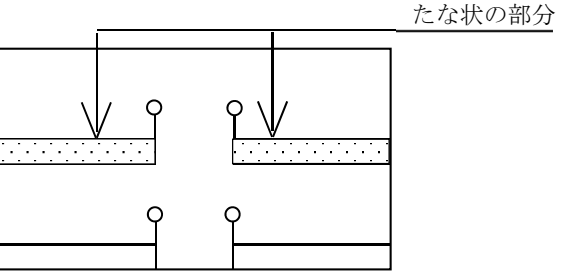
2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第18項本文、第19項第2号、第20項及び第21項に規定する構造物で区画しなければならない。ただし、規則で定める

【耐火建築物等】

第16条 病院等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物としなければならない。ただし、下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（2階の一部を病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものを除く。）で、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準その他規則で定める基準に適合するものに限る。）とした場合にあっては、この限りでない。

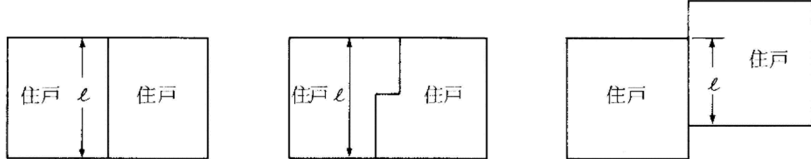
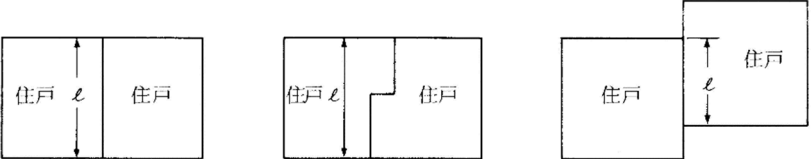
2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第18項本文、第19項第2号、第20項及び第21項に規定する構造物で区画しなければならない。ただし、規則で定める

旧	新
<p>基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平12条例83・平27条例40・平30条例51・令元条例18・令2条例15・令2条例39・一部改正)</p>	<p>基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。</p> <p>3 第1項に規定する基準の適用上の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</p> <p>(昭47条例11・昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平12条例83・平27条例40・平30条例51・令元条例18・令2条例15・令2条例39・令6条例46・一部改正)</p>
<p>● 第1項</p>	<p>● 第1項</p>
<p>就寝施設を有する病院等の特殊建築物については、火災発生時の耐火性能を高め、安全に避難できるよう、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限り)とすように規定したものです。</p> <p>ここでいう「2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計」とは、2階において病院等の用途が2つ以上併設する建築物の場合は、用途毎に算出した床面積の合計ではなく、病院等の全ての用途に供する部分の床面積を合計した面積となります。</p> <p>なお、「その用途に供する部分」には、自動車車庫及び駐輪場を含まないものとします(P130参照)。また、複合用途における共用部分は、対象用途の床面積按分により算出される面積を算入します(P130参照)。</p>	<p>就寝施設を有する病院等の特殊建築物については、火災発生時の耐火性能を高め、安全に避難できるよう、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物とすように規定したものです。</p> <p>ここでいう「2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計」とは、2階において病院等の用途が2つ以上併設する建築物の場合は、用途毎に算出した床面積の合計ではなく、病院等の全ての用途に供する部分の床面積を合計した面積となります。</p> <p>なお、「その用途に供する部分」には、自動車車庫及び駐輪場を含まないものとします(P132参照)。また、複合用途における共用部分は、対象用途の床面積按分により算出される面積を算入します(P132参照)。</p>
<p>○ 第1号</p>	<p>ただし書は、利用者が特定でき避難経路が明確な下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途について、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物とした場合の緩和規定です。この場合の準耐火建築物とは、1時間準耐火基準(令第112条第2項で定義されるものをいいます。)に適合し、かつ規則で定める基準(細則第20条の2)に適合するものに限りです。</p>
<p>第1号は下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に限った緩和規定であるため、病院等の用途のうち、下宿、共同住宅又は寄宿舎以外の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは緩和対象になりません。このため、第1号括弧書き中の「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、2階において病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途が2つ以上併設する建築物の場合は、用途毎に算出した床面積の合計ではなく、病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所及び児童福祉施設等の全ての用途に供する部分の2階における床面積を合計した面積となります。</p> <p>なお、「その用途に供する部分」には、自動車車庫及び駐輪場を含まないものとします(P130参照)。また、複合用途における共用部分は、対象用途の床面積按分により算出される面積を算入します(P130参照)。</p>	<p>ただし書は、利用者が特定でき避難経路が明確な下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途について、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物とした場合の緩和規定です。この場合の準耐火建築物とは、1時間準耐火基準(令第112条第2項で定義されるものをいいます。)に適合し、かつ規則で定める基準(細則第20条の2)に適合するものに限りです。</p>
<p>○ 第2号</p>	<p>● 第2項</p>
<p>第2号は、主要構造部について国土交通大臣の認定を受けたものとする場合の緩和規定です。</p>	<p>● 第2項</p>
<p>列記する用途とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、防火区画するように規定したものです。また、診療所と共同住宅など列記する用途が併設する場合は、列記する用途相互間も防火区画する必要があるため、注意が必要です。</p> <p>ただし書の規定は、政令112条第18項ただし書の規定と同様の規定です(細則第20条の3)。適用には以下のような条件があります。具体的内容については令和2年3月6日国土交通省告示第250号を参照してください。</p>	<p>列記する用途とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、防火区画するように規定したものです。また、診療所と共同住宅など列記する用途が併設する場合は、列記する用途相互間も防火区画する必要があるため、注意が必要です。</p> <p>ただし書の規定は、令112条第18項ただし書の規定と同様の規定です(細則第20条の3)。適用には以下のような条件があります。具体的内容については令和2年3月6日国土交通省告示第250号を参照してください。</p>
<p>・病院等の用途に供する部分を、ホテル、旅館又は児童福祉施設等(通所のみにより利用されるものに限る。)のいずれかの用途に供する必要がある、かつ、その他の用途に供する部分を法別表第1(イ)欄(1)項に掲げ</p>	<p>・病院等の用途に供する部分を、ホテル、旅館又は児童福祉施設等(通所のみにより利用されるものに限る。)のいずれかの用途に供する必要がある、かつ、その他の用途に供する部分を法別表第1(イ)欄(1)項に掲げ</p>

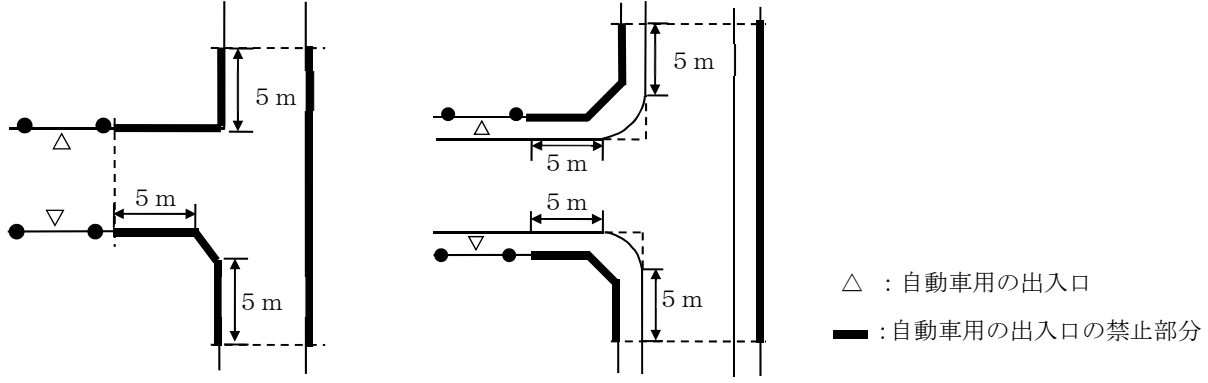
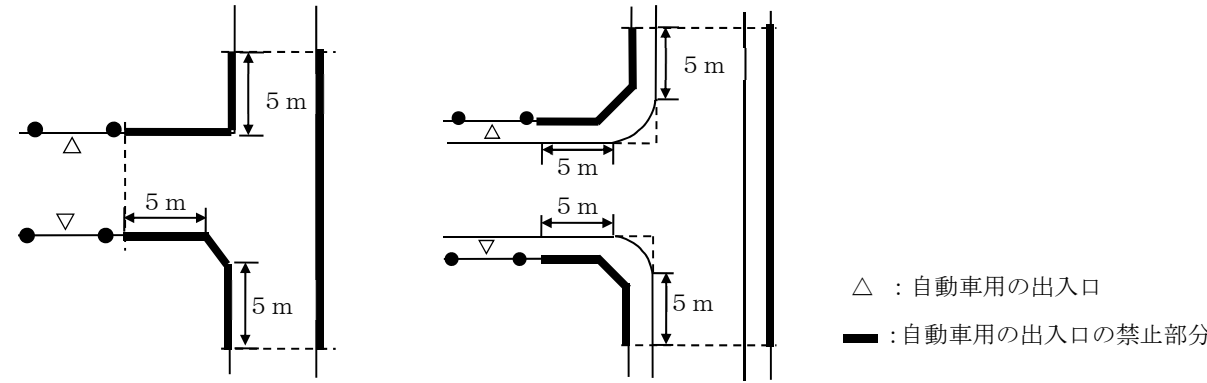
旧	新
<p>る用途、病院・診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（通所のみにより利用されるものを除く。）の用途に供しない必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩和する用途相互の部分は同一階にある必要があります。 ・自動火災報知設備を、緩和する用途相互の部分に設置する必要があります。 <p>なお、緩和する用途相互の部分は、両部分の在館者が火災時に一体的な避難行動をとることができるよう、両部分の在館者により一体的に利用され、かつ、同一の管理者により管理されていることが望ましいです。（令和2年4月1日国住指第4658号）</p>	<p>る用途、病院・診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（通所のみにより利用されるものを除く。）の用途に供しない必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩和する用途相互の部分は同一階にある必要があります。 ・自動火災報知設備を、緩和する用途相互の部分に設置する必要があります。 <p>なお、緩和する用途相互の部分は、両部分の在館者が火災時に一体的な避難行動をとることができるよう、両部分の在館者により一体的に利用され、かつ、同一の管理者により管理されていることが望ましいです。（令和2年4月1日国住指第4658号）</p> <p>● 第3項</p> <p>別の建築物とみなす規定です。火熱遮断壁等により区画された場合、当該火熱遮断壁等で分離された部分を別の建築物とみなし、第1項を適用します。</p>
第17条から第20条の2まで 略	第17条から第20条の2まで 略
<p>【居室】 第21条 本文 略</p> <p>(第2項 略)</p> <p>● 第3項</p> <p>居室が過密状態になるおそれがあるため、たな状居室を禁止したものです。</p> <p>なお、簡易宿所についてはたな状居室を禁止していませんが、第23条により建築物の構造やたな状居室の階層の数、室内通路の面積と幅、寝台の奥行について規定しています。</p>  <p>図2 たな状の部分</p> <p>また一人用寝台とは、一人専用のたな状の部分^を有し、専用の出入口（梯子等を含む）により当該たな状の部分^に出入りするものをいいます。</p> <p>(第4項 略)</p>	<p>【居室】 第21条 本文 略</p> <p>(第2項 略)</p> <p>● 第3項</p> <p>居室が過密状態になるおそれがあるため、たな状居室（1人用寝台を除く。）を禁止したものです。</p> <p>なお、簡易宿所についてはたな状居室を禁止していませんが、第23条により建築物の構造やたな状居室の階層の数、室内通路の面積と幅、寝台の奥行について規定しています。</p>  <p>図2 たな状の部分</p> <p>また1人用寝台とは、1人専用のたな状の部分^を有し、専用の出入口（梯子等を含む）により当該たな状の部分^に出入りするものをいいます。</p> <p>(第4項 略)</p>
第22条 略	第22条 略
<p>【簡易宿所のたな状居室】 第23条 簡易宿所の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。）としなければならない。</p>	<p>【簡易宿所のたな状居室】 第23条 簡易宿所の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物としなければならない。</p>

旧	新
<p>(1) たな状居室の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 2階にたな状居室を設けるもの</p> <p>2 前項に規定する建築物又は簡易宿所の用途に供する建築物のうち3階以上の階にたな状居室を設けるもののたな状居室の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 居住又は就寝のためのたな状部分は、1層とすること。</p> <p>(2) その居室の床面積の10分の3以上の床面積を有する室内通路を設けること。</p> <p>(3) 前号の室内通路は、幅75センチメートル以上とし、室外への出口に通じさせること。</p> <p>(4) 居住又は就寝のためのたな状部分は、前2号の室内通路に接し、その奥行は、3メートル以下とすること。</p> <p style="text-align: right;">(平22条例5・平27条例40・一部改正)</p>	<p>(1) たな状居室の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 2階にたな状居室を設けるもの</p> <p>2 前項に規定する建築物又は簡易宿所の用途に供する建築物のうち3階以上の階にたな状居室を設けるもののたな状居室の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 居住又は就寝のためのたな状部分は、1層とすること。</p> <p>(2) その居室の床面積の10分の3以上の床面積を有する室内通路を設けること。</p> <p>(3) 前号の室内通路は、幅75センチメートル以上とし、室外への出口に通じさせること。</p> <p>(4) 居住又は就寝のためのたな状部分は、前2号の室内通路に接し、その奥行は、3メートル以下とすること。</p> <p>3 第1項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</p> <p style="text-align: right;">(平22条例5・平27条例40・令6条例46・一部改正)</p>
<p>簡易宿所は、不特定多数の人が宿泊室を共用することとなり、特にたな状居室を設けたものは過密状態になるおそれがあるので、火災防止のため、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限り。）とすることとしています。また、避難上の安全確保はもちろん、衛生上の観点からもたな状居室の階層の数、室内通路の面積と幅、寝台の奥行について規定しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="296 1045 667 1318"> <p style="text-align: center;">図 1 断面図</p> </div> <div data-bbox="890 1029 1320 1318"> <p style="text-align: center;">図 2 平面図</p> </div> </div>	<p>● 第1項、第2項</p> <p>簡易宿所は、不特定多数の人が宿泊室を共用することとなり、特にたな状居室を設けたものは過密状態になるおそれがあるので、火災防止のため、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物とすることとしています。また、避難上の安全確保はもちろん、衛生上の観点からもたな状居室の階層の数、室内通路の面積と幅、寝台の奥行について規定しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1587 1045 1958 1318"> <p style="text-align: center;">図 1 断面図</p> </div> <div data-bbox="2181 1029 2611 1318"> <p style="text-align: center;">図 2 平面図</p> </div> </div> <p>● 第3項</p> <p>別の建築物とみなす規定です。火熱遮断壁等により区画された場合、当該火熱遮断壁等で分離された部分を別の建築物とみなし、第1項を適用します。</p>
<p>第23条の2から第23条の3まで 略</p>	<p>第23条の2から第23条の3まで 略</p>
<p>【構造等】</p> <p>第23条の4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 2階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合又は3階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p>	<p>【構造等】</p> <p>第23条の4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 2階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合又は3階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p>

旧	新
<p>ア 地階を除く階数が3以下で、かつ、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準に適合するものに限る。）であるもの</p> <p>イ 階数が3で延べ面積が200平方メートル未満であり、かつ、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(ア) 令第110条の5に規定する基準により警報設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 令第112条第11項に規定する堅穴部分（当該堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分（いずれも同条第1項第1号に該当する建築物の部分又は同項第2号に該当する階段室の部分等であるものに限る。）が同条第14項各号に掲げる基準に適合する場合においてはこれらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなす。）（同条第15項に規定する堅穴部分を除く。）と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第19項第2号に規定する構造の戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画されていること。</p> <p>(2) 重ね建の長屋の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、2階の床が準耐火構造でないものにあつては、その直下の天井の室内に面する部分（回り縁その他これに類するものを除く。）の仕上げを準不燃材料ですること。</p> <p>(3) 重ね建の長屋の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、その階段が耐火構造でないものにあつては、その階段裏の仕上げを準不燃材料ですること。ただし、令第27条に規定する階段については、この限りでない。</p> <p><u>2</u> 第16条第2項の規定は、建築物の一部が前項第1号に該当する場合について準用する。</p> <p><u>3</u> 長屋の各住戸には、直接外気に接する開口部を2面以上の壁に設けなければならない。</p> <p><u>4</u> 主要構造部の全部又は一部が木造建築物等である長屋にあつては、当該長屋の各住戸が互いに接続している部分の長さ（界壁に接続し、互いに対面する一方の外壁の中心線から他方の外壁の中心線までの最小距離をいう。）は、それぞれ2.7メートル以上としなければならない。</p> <p>(昭57条例47・追加、平5条例43・平10条例57・平12条例83・平22条例5・平27条例40・平30条例51・令元条例31・令2条例15・一部改正)</p>	<p>ア 地階を除く階数が3以下で、かつ、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準に適合するものに限る。）であるもの</p> <p>イ 階数が3で延べ面積が200平方メートル未満であり、かつ、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(ア) 令第110条の5に規定する基準により警報設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 令第112条第11項に規定する堅穴部分（当該堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分（いずれも同条第1項第1号に該当する建築物の部分又は同項第2号に該当する階段室の部分等であるものに限る。）が同条第14項各号に掲げる基準に適合する場合においてはこれらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなす。）（同条第15項に規定する堅穴部分を除く。）と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第19項第2号に規定する構造の戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画されていること。</p> <p>(2) 重ね建の長屋の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、2階の床が準耐火構造でないものにあつては、その直下の天井の室内に面する部分（回り縁その他これに類するものを除く。）の仕上げを準不燃材料ですること。</p> <p>(3) 重ね建の長屋の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、その階段が耐火構造でないものにあつては、その階段裏の仕上げを準不燃材料ですること。ただし、令第27条に規定する階段については、この限りでない。</p> <p>2 前項第1号に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</p> <p>3 第16条第2項の規定は、建築物の一部が第1項第1号に該当する場合について準用する。</p> <p>4 長屋の各住戸には、直接外気に接する開口部を2面以上の壁に設けなければならない。</p> <p>5 主要構造部の全部又は一部が木造建築物等である長屋にあつては、当該長屋の各住戸が互いに接続している部分の長さ（界壁に接続し、互いに対面する一方の外壁の中心線から他方の外壁の中心線までの最小距離をいう。）は、それぞれ2.7メートル以上としなければならない。</p> <p>(昭57条例47・追加、平5条例43・平10条例57・平12条例83・平22条例5・平27条例40・平30条例51・令元条例31・令2条例15・令6条例46・一部改正)</p>
<p>長屋は利用形態が共同住宅と類似しているので、法、令及び条例による共同住宅に関する構造制限とほぼ同様な制限としています。</p>	<p>長屋は利用形態が共同住宅と類似しているので、法、令及び条例による共同住宅に関する構造制限とほぼ同様な制限としています。</p>
<p>(第1項 略)</p>	<p>(第1項 略)</p>
<p>● 第2項</p> <p>長屋とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、その用途に供する部分とその他の部分とを防火区画するように規定したものです。なお、第16条第2項ただし書きの規定については、細則20条の3において長屋が緩和の対象となっていないため、適用することができません。</p>	<p>● 第2項</p> <p>別の建築物とみなす規定です。火熱遮断壁等により区画された場合、当該火熱遮断壁等で分離された部分を別の建築物とみなし、第1項第1号を適用します。</p> <p>● 第3項</p> <p>長屋とその他の部分の用途について、相互の防火上の安全を図るため、その用途に供する部分とその他の部分とを防火区画するように規定したものです。なお、第16条第2項ただし書きの規定については、細則20条の3において長屋が緩和の対象となっていないため、適用することができません。</p>

旧	新
<p>● 第3項</p> <p>安全上、衛生上の観点から居住環境を高めるためにいわゆるハーモニカ（背割）長屋を禁止しています。 なお、本規定は第21条第4項と同様です。</p> <p>● 第4項</p> <p>木造建築物等である長屋の場合、住戸の間に接続幅の短い物置を付設する計画のものが見受けられ、それが建築中あるいは工事完了後、除却されることによって接道規定に違反するものが少なくないため、長屋の各戸の接続長さを2.7メートル以上としています。この接続長さについては次のように取り扱うものとします。</p> <p>「互いに接続している部分の長さ」とは、図1のℓのとおりとします。</p> <p>なお、界壁の長さℓは、1階部分又は2階部分のどちらかにあれば本項に適合しているものとしています。</p>  <p style="text-align: center;">図3 長屋の各住戸が互いに接続している部分の長さ</p>	<p>● 第4項</p> <p>安全上、衛生上の観点から居住環境を高めるためにいわゆるハーモニカ（背割）長屋を禁止しています。 なお、本規定は第21条第4項と同様です。</p> <p>● 第5項</p> <p>木造建築物等である長屋の場合、住戸の間に接続幅の短い物置を付設する計画のものが見受けられ、それが建築中あるいは工事完了後、除却されることによって接道規定に違反するものが少なくないため、長屋の各戸の接続長さを2.7メートル以上としています。この接続長さについては次のように取り扱うものとします。</p> <p>「互いに接続している部分の長さ」とは、図3のℓのとおりとします。</p> <p>なお、界壁の長さℓは、1階部分又は2階部分のどちらかにあれば本項に適合しているものとしています。</p>  <p style="text-align: center;">図3 長屋の各住戸が互いに接続している部分の長さ</p>
<p>第24条から第32条まで 略</p>	<p>第24条から第32条まで 略</p>
<p>【客席等を避難階以外の階に設けるとき構造】</p> <p>第33条 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、避難階以外の階に客席等を設けるもの（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）は、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならない。</p> <p>2 興行場、公会堂又は集会場の客席等で、地階に設けるものの構造は、次に定めるところによらなければならない。ただし、客席等を設けた階が避難階となる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 客席等の床面積の合計は、200平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 客席等の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。</p> <p style="text-align: right;">（平5条例43・全改、平12条例83・平27条例40・令元条例11・一部改正）</p> <p>本節の適用対象建築物のうち法第27条の適用を受けない建築物について構造制限を付加したものです。</p> <p>● 第1項</p> <p>客席等が避難階以外の階にあるものは、避難階のみにあるものと比較して防火上、避難上及び安全上の点で危険度が高いため、主要構造部の耐火性能を規定しています。</p>	<p>【客席等を避難階以外の階に設けるとき構造】</p> <p>第33条 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、避難階以外の階に客席等を設けるもの（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）は、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、又は特定主要構造部を耐火構造としなければならない。</p> <p>2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</p> <p>3 興行場、公会堂又は集会場の客席等で、地階に設けるものの構造は、次に定めるところによらなければならない。ただし、客席等を設けた階が避難階となる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 客席等の床面積の合計は、200平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 客席等の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。</p> <p style="text-align: right;">（平5条例43・全改、平12条例83・平27条例40・令元条例11・令6条例46・一部改正）</p> <p>本節の適用対象建築物のうち法第27条の適用を受けない建築物について構造制限を付加したものです。</p> <p>● 第1項</p> <p>客席等が避難階以外の階にあるものは、避難階のみにあるものと比較して防火上、避難上及び安全上の点で危険度が高いため、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造、又は特定主要構造部を耐火構造とすることを規定しています。</p> <p>● 第2項</p> <p>別の建築物とみなす規定です。火熱遮断壁等により区画された場合、当該火熱遮断壁等で分離された部分を別の建築物とみなし、第1項を適用します。</p>

旧	新
<p>● 第2項</p> <p>興行場、公会堂又は集会場で、地階に客席等を設けた場合の規模及び構造を規定しています。ただし書の趣旨は、地階であっても避難階となるものについては適用を除外したものです。</p>	<p>● 第3項</p> <p>興行場、公会堂又は集会場で、地階に客席等を設けた場合の規模及び構造を規定しています。ただし書の趣旨は、地階であっても避難階となるものについては適用を除外したものです。</p>
<p>第34条から第43条の2まで 略</p>	<p>第34条から第43条の2まで 略</p>
<p>【直通階段】</p> <p>第43条の3 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で、その用途に供する階（避難階を除く。）に個室を有するものである場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。ただし、5階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第123条第2項又は第3項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である5階以下の階でその階の居室の床面積の合計が50平方メートルを超えないものについては、この限りでない。</p> <p>2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項ただし書中「50平方メートル」とあるのは、「100平方メートル」とする。</p> <p>3 第1項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設ける場合において、個室ビデオ店等の用途に供する居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第120条に規定する歩行距離の数値の2分の1を超えてはならない。ただし、当該居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">(平24条例41・追加)</p>	<p>【直通階段】</p> <p>第43条の3 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で、その用途に供する階（避難階を除く。）に個室を有するものである場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。ただし、5階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第123条第2項又は第3項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である5階以下の階でその階の居室の床面積の合計が50平方メートルを超えないものについては、この限りでない。</p> <p>2 主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項ただし書中「50平方メートル」とあるのは、「100平方メートル」とする。</p> <p>3 第1項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設ける場合において、個室ビデオ店等の用途に供する居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第120条に規定する歩行距離の数値の2分の1を超えてはならない。ただし、当該居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">(平24条例41・追加、令6条例46・一部改正)</p>
<p>第43条の4から第47条まで 略</p>	<p>第43条の4から第47条まで 略</p>
<p>【自動車用の出入口】</p> <p>第47条の2 本文 略</p> <p>自動車の出入口が急勾配の道路に面していたり、交差点、踏切や小学校、義務教育学校、児童福祉施設、都市公園法施行令第2条第1項第1号に規定する都市公園等の主要な出入口の間近にあると交通の安全上好ましくありません。そこで出入口を設ける上で配慮すべき場所として掲げたのが、第1号から第5号までの道路の部分です。</p> <p>「都市公園法施行令第2条第1項第1号の規定に基づき設置する都市公園」とは、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした公園又は緑地で地方公共団体が設置するものです。なお、第2号から第5号までで禁止されるのは、道路に接する自動車用の出入口の位置であって敷地や自動車車庫等の位置ではありません。従って、敷地がこれらに接していてもその出入口が所定の距離以上離れていれば対象とはなりません。</p> <p>○ 第1号</p> <p>縦断勾配100分の12は、開発許可や道路位置指定にあたっての基準（12パーセント以下）を採用したものです。この縦断勾配とは、道路中心線における縦断勾配をいいます。</p> <p>○ 第2号</p>	<p>【自動車用の出入口】</p> <p>第47条の2 本文 略</p> <p>自動車の出入口が急勾配の道路に面していたり、交差点、踏切や小学校、義務教育学校、児童福祉施設、都市公園法施行令第2条第1項第1号に規定する都市公園等の主要な出入口の間近にあると交通の安全上好ましくありません。そこで出入口を設ける上で配慮すべき場所として掲げたのが、第1号から第5号までの道路の部分です。</p> <p>「都市公園法施行令第2条第1項第1号の規定に基づき設置する都市公園」とは、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした公園又は緑地で地方公共団体が設置するものです。なお、第2号から第5号までで禁止されるのは、道路に接する自動車用の出入口の位置であって敷地や自動車車庫等の位置ではありません。従って、敷地がこれらに接していてもその出入口が所定の距離以上離れていれば対象とはなりません。</p> <p>○ 第1号</p> <p>縦断勾配100分の12は、開発許可や道路位置指定にあたっての基準（12パーセント以下）を採用したものです。この縦断勾配とは、道路中心線における縦断勾配をいいます。</p> <p>○ 第2号</p>

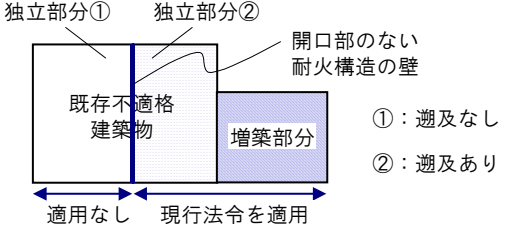
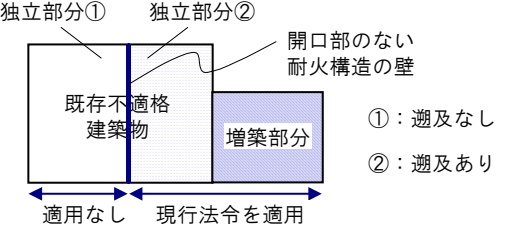
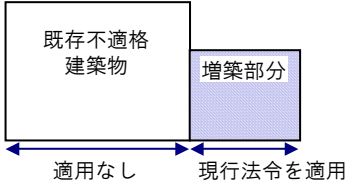
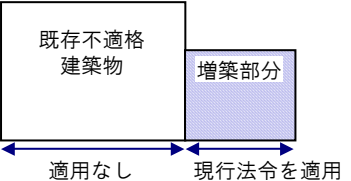
旧	新
<p>「交差点」とは、車道の交差部分（すみ切り部分を含みます。）をいいます。これは、「道路交通法」における「交差点」が「車道」の交差部分のみを指すのと同じです（図1）。「曲がり角」については道路の内角が120度以下のものが対象となります。また、すみ切りの端から5メートルをとり、反対側に垂線を下ろした範囲には出入口を設置できません。</p>  <p>△：自動車用の出入口 —：自動車用の出入口の禁止部分</p> <p>図1 交差点の場合 (第3号から第5号まで 略)</p>	<p>「交差点」とは、車道の交差部分（すみ切り部分を含みます。）をいいます。これは、「道路交通法」における「交差点」が「車道」の交差部分のみを指すのと同じです（図1）。「曲がり角」については道路の内角が120度以下のものが対象となります。また、すみ切りの端から5メートルをとり、反対側に垂線を下ろした範囲には出入口を設置できません。</p> <p>「車道」が中央分離帯などにより分離している場合は、分離したそれぞれを別の「車道」として扱い、出入口の制限をします。</p>  <p>△：自動車用の出入口 —：自動車用の出入口の禁止部分</p> <p>図1 交差点の場合 (第3号から第5号まで 略)</p>
<p>第47条の3 略</p> <p>【敷地の自動車用の出口等】 第48条 本文 略</p> <p>(第1項 略)</p> <p>● 第2項</p> <p>機械式の立体駐車場などの自動車用の昇降設備の出入口における待機及び回転場所の確保に関する規定です。</p> <p>駐車装置が安全に利用されるためには、入庫時に昇降設備が下降してくるのを待つ空地、出庫時に方向を変えるための空地等を確保することが必要となります。そこで、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物に15台以上の駐車スペースを設ける場合について、図3及び図4のとおり、昇降設備の出入口は、回転、待機等ができる次のいずれかの空地等に面して設けることとしたものです。</p> <p>ここで「面する」とは、必ずしも「接する」ことを要しませんが、少なくとも間口幅が奥行長さより大きな接続車路を介して容易に出入りできることが必要です。</p> <p>(第1号及び第2号 略)</p>	<p>第47条の3 略</p> <p>【敷地の自動車用の出口等】 第48条 本文 略</p> <p>(第1項 略)</p> <p>● 第2項</p> <p>機械式の立体駐車場などの自動車用の昇降設備の出入口における待機及び回転場所の確保に関する規定です。</p> <p>駐車装置が安全に利用されるためには、入庫時に昇降設備が下降してくるのを待つ空地、出庫時に方向を変えるための空地等を確保することが必要となります。</p> <p>そこで、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物内で15台以上の駐車スペースの部分に機械式の立体駐車場などの特殊な装置を設ける場合について、図3及び図4のとおり、昇降設備の出入口は、回転、待機等ができる次のいずれかの空地等に面して設けることとしたものです。</p> <p>ここで「面する」とは、必ずしも「接する」ことを要しませんが、少なくとも間口幅が奥行長さより大きな接続車路を介して容易に出入りできることが必要です。</p> <p>(第1号及び第2号 略)</p>
<p>第48条の2から第49条 略</p> <p>【構造設備】 第50条 本文 略</p>	<p>第48条の2から第49条 略</p> <p>【構造設備】 第50条 本文 略</p>

旧	新
<p>自動車車庫等を設ける場合の安全上、衛生上、避難上の規定を定めたものです。</p> <p>ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が併設する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を合計して算出される面積となります。</p> <p>なお、「自動車車庫の用途に供する部分」には、自動車の車路部分も含まれますが、自転車及び総排気量 125 cc以下の自動車二輪車の駐輪場、電気室や機械室などは含まれません。</p> <p>また、「自動車修理工場の用途に供する部分」には、その用途に附属する器具庫や事務所なども含まれます。</p> <p>○ 第 1 号</p> <p>床が地盤面下にある場合には自動車の排気ガスの滞留等による危険が予想されるので、外気に通じる有効な換気設備を設置するよう規定しています。また、床が地上面にある場合でも、排気ガスの滞留が予想される場合には、同様の換気設備を設置することが望まれます。</p> <p>○ 第 2 号</p> <p>第 7 条と同趣旨の衛生規定です。洗車や修理等の際の汚水や廃油等が地下に浸透し、地下水を汚染するなどの事態を防止するために、床を耐水材料で造り地下への浸透を防ぐと共に、汚水や廃油等が発生する場合は、これら汚水が流末下水道を汚染することのないように、オイルトラップ等を備えた排水設備を設置することを定めています。なお、「地溝」とは、自動車修理工場の作業場内に設ける自動車の下部の修理を行うための作業空間（ピット）をいいます。なお、オイルトラップを設置する際には本市（<u>環境創造局水・土壌環境課</u>）との協議が必要になります。</p> <p>○ 第 3 号</p> <p>避難規定で、避難階以外の階を自動車車庫の用途に供する場合に、運転手等の避難上の安全を確保するために、避難階又は地上に通ずる直通階段等を設置するよう定めています。</p> <p>（参考）駐車場法施行令 第 10 条～第 14 条</p>	<p>自動車車庫等を設ける場合の安全上、衛生上、避難上の規定を定めたものです。</p> <p>ここでいう「その用途に供する部分の床面積の合計」とは、自動車車庫と自動車修理工場が併設する建築物の場合は、「自動車車庫の用途に供する部分」の床面積と「自動車修理工場の用途に供する部分」の床面積を合計して算出される面積となります。</p> <p>なお、「自動車車庫の用途に供する部分」には、自動車の車路部分も含まれますが、自転車及び総排気量 125 cc以下の自動車二輪車の駐輪場、電気室や機械室などは含まれません。</p> <p>また、「自動車修理工場の用途に供する部分」には、その用途に附属する器具庫や事務所なども含まれます。</p> <p>○ 第 1 号</p> <p>床が地盤面下にある場合には自動車の排気ガスの滞留等による危険が予想されるので、外気に通じる有効な換気設備を設置するよう規定しています。また、床が地上面にある場合でも、排気ガスの滞留が予想される場合には、同様の換気設備を設置することが望まれます。</p> <p>○ 第 2 号</p> <p>第 7 条と同趣旨の衛生規定です。洗車や修理等の際の汚水や廃油等が地下に浸透し、地下水を汚染するなどの事態を防止するために、床を耐水材料で造り地下への浸透を防ぐと共に、汚水や廃油等が発生する場合は、これら汚水が流末下水道を汚染することのないように、オイルトラップ等を備えた排水設備を設置することを定めています。なお、「地溝」とは、自動車修理工場の作業場内に設ける自動車の下部の修理を行うための作業空間（ピット）をいいます。なお、オイルトラップを設置する際には本市（<u>みどり環境局水・土壌環境課</u>）との協議が必要になります。</p> <p>○ 第 3 号</p> <p>避難規定で、避難階以外の階を自動車車庫の用途に供する場合に、運転手等の避難上の安全を確保するために、避難階又は地上に通ずる直通階段等を設置するよう定めています。</p> <p>（参考）駐車場法施行令 第 10 条～第 14 条</p>
第 51 条から第 53 条の 5 略	第 51 条から第 53 条の 5 略
<p>【建築物の<u>主要構造部</u>に関する制限の特例】</p> <p>第 53 条の 6 <u>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 280 号）第 2 条の規定による改正前の令（以下次項において「旧令」という。）第 108 条の 3 第 3 項に規定する建築物に対する第 6 条第 1 項、第 14 条、第 16 条第 2 項、第 18 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 25 条第 3 項、第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項、第 33 条第 1 項、第 36 条第 3 項、第 41 条、第 43 条の 3 第 2 項、第 44 条、第 45 条、第 49 条並びに第 53 条の 4 の規定（次項において「耐火性能に関する規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</u></p> <p>2 <u>旧令第 108 条の 3 第 4 項</u>に規定する建築物に対する第 16 条第 2 項（令第 112 条第 20 項に規定する構造物を除く。）、<u>第 23 条の 4 第 2 項</u>（令第 112 条第 20 項に規定する構造物を除く。）、第 29 条第 3 項、第 36 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 45 条第 1 項、第 49 条第 2 項（令第 112 条第 20 項に規定する構造物を除く。）及び第 53 条の 4 の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるも</p>	<p>【建築物の<u>特定主要構造部</u>に関する制限の特例】</p> <p>第 53 条の 6 <u>令第 108 条の 4 第 3 項</u>に規定する建築物に対する第 6 条第 1 項、第 14 条、第 16 条第 2 項、第 18 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項及び第 3 項、第 25 条第 3 項、第 29 条第 3 項、第 30 条第 2 項、第 33 条第 1 項、第 36 条第 3 項、第 41 条、第 43 条の 3 第 2 項、第 44 条、第 45 条、第 49 条並びに第 53 条の 4 の規定（次項において「耐火性能に関する規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 <u>令第 108 条の 4 第 4 項</u>に規定する建築物に対する第 16 条第 2 項（令第 112 条第 20 項に規定する構造物を除く。）、<u>第 23 条の 4 第 3 項</u>（令第 112 条第 20 項に規定する構造物を除く。）、第 29 条第 3 項、第 36 条第 3 項、第 41 条第 2 項、第 45 条第 1 項、第 49 条第 2 項（令第 112 条第 20 項に規定する構造物を除く。）及び第 53 条の 4 の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>である</p>

旧	新
<p>の構造は耐火構造とみなす。 (平 12 条例 83・追加・平 22 条例 5・平 24 条例 41・平 30 条例 51・令元条例 18・令 2 条例 15・令 6 条例 9 一部改正)</p> <p>● 第 1 項 旧令第 108 条の 3 の規定に基づき、当該建築物の<u>主要構造部</u>の耐火に関する性能が検証された建築物に限り、上記条例上の耐火性能関係規定の適用についても、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなすこととしたものです。</p> <p>● 第 2 項 主要構造部が旧令第 108 条の 3 第 1 項に該当する建築物で開口部に設けられる防火設備の火災時における遮炎に関する性能が検証されたものに限り、上記条例上の防火区画等関係規定の適用についても、これら建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これら建築物に対する防火区画関係規定以外の耐火性能関係規定の適用についてはこれら建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなすこととしたものです。</p>	<p>ものの構造は耐火構造とみなす。 (平 12 条例 83・追加・平 22 条例 5・平 24 条例 41・平 30 条例 51・令元条例 18・令 2 条例 15・令 6 条例 9・令 6 条例 46・一部改正)</p> <p>● 第 1 項 令第 108 条の 4の規定に基づき、当該建築物の特定主要構造部の耐火に関する性能が検証された建築物に限り、上記条例上の耐火性能関係規定の適用についても、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなすこととしたものです。</p> <p>● 第 2 項 主要構造部が令第 108 条の 4第 1 項に該当する建築物で開口部に設けられる防火設備の火災時における遮炎に関する性能が検証されたものに限り、上記条例上の防火区画等関係規定の適用についても、これら建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これら建築物に対する防火区画関係規定以外の耐火性能関係規定の適用についてはこれら建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなすこととしたものです。</p>
第 53 条の 7 略	第 53 条の 7 略
<p>【避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例】 第 53 条の 8 令第 129 条の 2 第 1 項に規定する建築物については、第 16 条第 2 項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第 112 条第 18 項本文に規定する構造物に限る。）、第 19 条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第 27 条第 2 項（廊下の幅に限る。）、第 33 条第 2 項、第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで（同項第 2 号及び第 3 号を除く。）、第 38 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 39 条、第 40 条第 1 項（出口の幅の合計に限る。）及び第 2 項、第 43 条の 2 並びに第 49 条第 2 項（令第 112 条第 18 項本文に規定する構造物に限る。）の規定は、適用しない。 (平 12 条例 83・追加・平 24 条例 41・平 28 条例 32・平 30 条例 51・令元条例 18・令 2 条例 15・一部改正)</p>	<p>【避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例】 第 53 条の 8 令第 129 条の 2 第 1 項に規定する建築物については、第 16 条第 2 項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第 112 条第 18 項本文に規定する構造物に限る。）、第 19 条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第 27 条第 2 項（廊下の幅に限る。）、第 33 条第 3 項、第 35 条第 1 項から第 4 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで（同項第 2 号及び第 3 号を除く。）、第 38 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 39 条、第 40 条第 1 項（出口の幅の合計に限る。）及び第 2 項、第 43 条の 2 並びに第 49 条第 2 項（令第 112 条第 18 項本文に規定する構造物に限る。）の規定は、適用しない。 (平 12 条例 83・追加・平 24 条例 41・平 28 条例 32・平 30 条例 51・令元条例 18・令 2 条例 15・令 6 条例 46・一部改正)</p>
第 53 条の 9 から第 55 条まで 略	第 53 条の 9 から第 55 条まで 略
<p>【既存建築物の増築等に対する制限の緩和】 第 56 条 法第 3 条第 2 項の規定により、第 14 条、第 16 条、第 23 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項第 1 号、第 33 条第 1 項、第 44 条又は第 49 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物に係るその床面積の合計が 50 平方メートル以内の増築等については、<u>法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず</u>、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>【既存建築物の増築又は改築に対する制限の緩和】 第 56 条 法第 3 条第 2 項の規定により第 14 条、第 16 条、第 23 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項第 1 号、第 33 条第 1 項、第 44 条又は第 49 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築（増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 50 平方メートル以内のものに限る。）をする場合においては、法第 3 条第 3 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。以下この条及び次条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。 2 法第 3 条第 2 項の規定により第 6 条第 1 項、第 6 条の 2、第 13 条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）、第 20 条、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定のうち階段に係る制限に限る。）、第 28 条第 1 項、第 34 条、第 35 条、第 37 条から第 40 条まで、第 43 条の 3 第 1 項、第 43 条の 4、第 50 条第 1 項第 3 号又は第 51 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受けない建築物について次の各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、第 1 号）に該当する増築又は改築をする場合においては、法第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。 (1) 次のいずれにも該当するものであること。 ア 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ令第 117 条第 2 項各号のい</p>

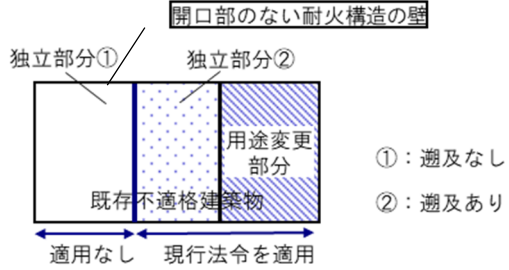
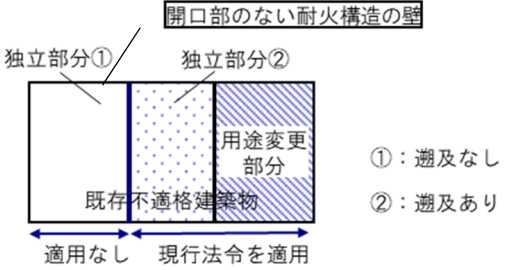
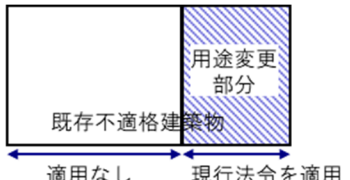
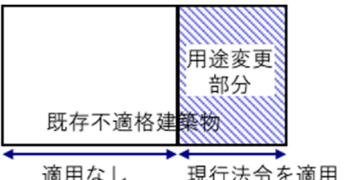
旧	新
<p>2 法第3条第2項の規定により第13条、第15条、第19条、第20条、第25条(第4項を除く。)、第26条、第27条第1項若しくは第2項、第30条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条又は第43条の2から第43条の4までの規定の適用を受けない建築物であつて、令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分(以下この項及び次条第1項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、<u>法第3条第3項第3号及び第4号</u>の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定を適用しない。</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第6条の2から第8条まで、第20条の2、第21条、第23条の4第3項、第37条、第38条又は第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、<u>法第3条第3項第3号及び第4号</u>の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>4 法第3条第2項の規定により、<u>第4条</u>の規定の適用を受けない建築物に係る増築等については、<u>増築等が基準時</u>(同項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続きこの条例の規定</p>	<p>ずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。</p> <p>イ 増築又は改築に係る部分が、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積(令第137条の2の2第1項第2号に規定する対象床面積をいう。以下この条において同じ。)の合計が基準時(法第3条第2項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続き当該規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。)における延べ面積の20分の1(50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル。以下この条において同じ。)を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第6条第2項若しくは第3項、第27条第4項、第28条第2項又は第32条第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物について増築(居室の部分に係るものを除く。以下この項において同じ。)又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築をする場合においては、<u>法第3条第3項</u>の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>4 法第3条第2項の規定により第16条第2項(第49条第2項の規定により準用する場合を含む。)、第36条第3項又は第53条の4第1号の規定の適用を受けない建築物について次の各号のいずれかに該当する増築又は改築をする場合においては、<u>法第3条第3項</u>の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。</p> <p>イ 増築又は改築に係る部分が、規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。</p> <p>5 法第3条第2項の規定により第6条第1項、第13条(屋外に通ずる出口に係る制限に限る。)、第28条第1項、第38条又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物であつて、令第109条の8に規定する建築物の部分(以下この項及び第56条の3第1項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、<u>法第3条第3項</u>の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>6 法第3条第2項の規定により第13条、第15条、第19条、第20条、第25条(第4項を除く。)、第26条、第27条第1項若しくは第2項、第30条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条又は第43条の2から第43条の4までの規定の適用を受けない建築物であつて、令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分(以下この項及び第56条の3第2項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、<u>法第3条第3項</u>の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>7 法第3条第2項の規定により第6条の2から第9条まで、<u>第18条、第19条、第20条の2、第21条、第23条の4第1項第2号若しくは第3号若しくは第4項、第27条第2項</u>(廊下の幅に係る制限に限る。)、<u>第36条第4項</u>(廊下の幅に係る制限に限る。)、第37条、第38条、<u>第43条の2</u>又は第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物について増築又は改築をする場合においては、<u>法第3条第3項</u>の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>8 法第3条第2項の規定により<u>第4条第1項又は第3項</u>の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築(基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築の後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷</p>

旧	新
<p>の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築等の後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項及び法第53条の規定に適合する場合は、<u>法第3条第3項第3号及び第4号</u>の規定にかかわらず、<u>第4条の規定は、適用しない。</u></p> <p>5 法第3条第2項の規定により第4条の3第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物に係る増築等（住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）については、<u>法第3条第3項第3号及び第4号</u>の規定にかかわらず、第4条の3第1項から第4項までの規定は、適用しない。</p> <p>(昭47条例11・旧第57条繰上・一部改正、昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平16条例51・平17条例105・平22条例5・平24条例41・平27条例40・平28条例71・平30条例51・令元条例11・令3条例44・一部改正)</p>	<p>地面積に対してそれぞれ法第52条第1項及び法第53条の規定に適合するものに限る。) をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>9 法第3条第2項の規定により第4条の3第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物について増築又は改築（住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、第4条の3第1項から第4項までの規定は、適用しない。</p> <p>(昭47条例11・旧第57条繰上・一部改正、昭57条例47・平3条例71・平5条例43・平16条例51・平17条例105・平22条例5・平24条例41・平27条例40・平28条例71・平30条例51・令元条例11・令3条例44・令6条例46・一部改正)</p>
<p>● 第1項</p>	<p>● 第1項</p>
<p>建築物を耐火建築物、又は建築物の主要構造部を耐火構造等としなければならない既存不適格建築物について、床面積の合計が50平方メートル以内の増築等については適用を除外することとしています。</p>	<p>建築物を耐火建築物、又は建築物の主要構造部を耐火構造等としなければならない既存不適格建築物について、床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築をする場合は適用を除外することとしています。</p>
<p>これは、法第86条の7第1項（令第137条の4）との整合を図っています。</p>	<p>これは、法第86条の7第1項（令第137条の4）との整合を図っています。</p>
<p>● 第2項</p>	<p>● 第2項</p>
<p>これは、法第86条の7第1項（令第137条の4）との整合を図っています。</p>	<p>条例の避難関連規定に適合しない既存不適格建築物について、法第86条の7第1項（令第137条の6の2）と同様に階段、出口の規定を緩和するものです。</p> <p>ここでいう「対象床面積」とは、当該部分の床面積から階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいいます。（令第137条の2の2第1項第2号と同義）</p>
<p>● 第3項</p>	<p>● 第3項</p>
<p>これは、法第86条の7第1項（令第137条の4）との整合を図っています。</p>	<p>条例の避難関連規定に適合しない既存不適格建築物について、法第86条の7第1項（令第137条の6の3）と同様に敷地内通路の規定を緩和するものです。</p>
<p>● 第4項</p>	<p>● 第4項</p>
<p>これは、法第86条の7第1項（令第137条の4）との整合を図っています。</p>	<p>条例の避難関連規定に適合しない既存不適格建築物について、法第86条の7第1項（令第137条の6の4）と同様に防火区画の規定を緩和するものです。</p>
<p>● 第5項</p>	<p>● 第5項</p>
<p>これは、法第86条の7第2項、令第137条の14第2号と同様、令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分とみなします（図1）。</p>	<p>条例の避難関連規定に適合しない既存不適格建築物について、増築又は改築をしない独立部分（火熱遮断壁等により区画されて分離された部分）には遡及しないこととしています。法第86条の7第2項、令第137条の14第2号と同様、令第109条の8により分離された部分を独立部分とします。</p>
<p>● 第6項</p>	<p>● 第6項</p>
<p>これは、法第86条の7第2項、令第137条の14第2号と同様、令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分とみなします（図1）。</p>	<p>条例の避難関連規定に適合しない既存不適格建築物について、増築又は改築をしない独立部分（令第117条第2項各号により区画されて分離された部分）には遡及しないこととしています。法第86条の7第2項、令第137条の14第3号と同様、令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分とみなします（図1）。</p>

旧	新
 <p>図 1</p>	 <p>図 1</p>
<p>● 第3項</p> <p>法第86条の7第3項と同様の規定であり、一般構造・衛生・設備等の規定については、<u>増築等</u>をする部分のみ現行規定を適用し、既存部分には適用しないこととしています（図2）。</p>  <p>図 2</p>	<p>● 第7項</p> <p>法第86条の7第3項と同様の規定であり、一般構造・衛生・設備等の規定については、<u>増築又は改築</u>をする部分のみ現行規定を適用し、既存部分には適用しないこととしています（図2）。</p>  <p>図 2</p>
<p>● 第4項</p> <p>路地状部分の幅員と長さの規定に適合しない既存不適格建築物について、容積率及び建蔽率が適合する<u>増築等</u>は適用を除外することとしています。</p>	<p>● 第8項</p> <p>路地状部分の幅員と長さの規定に適合しない既存不適格建築物について、容積率及び建蔽率が適合する<u>増築又は改築</u>は適用を除外することとしています。</p>
<p>● 第5項</p> <p>共同住宅等における敷地内への駐車施設の設置義務に関する規定に適合しない既存不適格建築物について、住戸数と住室数の合計が増加しない<u>増築等</u>については適用を除外することとしています。</p>	<p>● 第9項</p> <p>共同住宅等における敷地内への駐車施設の設置義務に関する規定に適合しない既存不適格建築物について、住戸数と住室数の合計が増加しない<u>増築又は改築</u>については適用を除外することとしています。</p>

旧	新
<p>【新設】</p>	<p>(既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する制限の緩和)</p> <p>第56条の2 法第3条第2項の規定により第4条第1項若しくは第3項、第4条の3第1項から第4項まで、第14条、第16条第1項、第23条、第23条の2、第23条の4第1項第1号、第33条第1項、第44条又は第49条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「大規模の修繕等」という。)をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第13条(屋外に通ずる出口に係る制限に限る。)、第20条、第27条第1項若しくは第2項(これらの規定のうち階段に係る制限に限る。)若しくは第4項、第28条第1項若しくは第2項、第32条第1項から第4項まで、第34条、第35条、第37条から第40条まで、第43条の3第1項、第43条の4、第50条第1項第3号又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等(令第137条の12第4項に規定する範囲内のものに限る。)を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第16条第2項(第49条第2項の規定により準用する場合を含む。)、第36条第3項又は第53条の4第1号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等(令第137条の12第5項に規定する範囲内のものに限る。)を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>4 法第3条第2項の規定により第4条の2、第5条第1項、第3項若しくは第4項、第15条、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第4項、第29条第1項若しくは第3項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第47条第1項、第47条の2、第48条第1項、第52条第1項若しくは第2項又は第53条第1項の規定(次項において「建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定」という。)の適用を受けない建築物について大規模の修繕等(令第137条の12第6項に規定する範囲内のものに限る。)を行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>5 法第3条第2項の規定により建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕等(令第137条の12第6項に規定する範囲内のものを除く。)であって、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものを行う場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p style="text-align: right;">(令6条例46・追加)</p> <p>● 第1項</p> <p>列記された条文が既存不適格となっている建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合、列記された条文を適用しないこととしています。</p> <p>● 第2項</p> <p>列記された条文(避難関係規定のうち階段、出口及び敷地内通路)が既存不適格となっている建築物について、屋根または外壁に係る大規模修繕又は大規模の模様替をする場合で、避難の安全上支障とならないものに限って列記された条文を適用しないこととしています。</p> <p>● 第3項</p> <p>列記された条文(避難関係規定のうち防火区画)が既存不適格となっている建築物について、屋根または外壁に係る大規模修繕又は大規模の模様替をする場合、列記された条文を適用しないこととしています。</p>

旧	新
	<p>● 第4項</p> <p>法第43条第1項の規定が既存不適格となっている建築物について、令第137条の12第6項に規定する特定行政庁の認定を受けた場合、列記された条文（建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定）を適用しないこととしています。</p> <p>● 第5項</p> <p>法第43条第1項の規定は適合しているが、建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定が既存不適格となっている建築物について、令第137条の12第6項に規定する特定行政庁の認定と同様に、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合、建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定を適用しないこととしています。</p> <p>認定にあたっては、別途手続きがあります。</p>
<p>【既存建築物の用途の変更に対する制限の緩和】</p> <p>第56条の2</p> <p>法第3条第2項の規定により第6条第1項、第6条の2、第13条、第19条、第20条、第23条第2項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項、<u>第33条第2項</u>、第34条から第35条まで、第36条（第3項を除く。）、第37条から第40条まで、第43条の2から第43条の4まで、第50条第3号又は第51条の規定の適用を受けない建築物であって、独立部分が2以上あるものについて用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>2 法第3条第2項の規定により<u>第20条の2</u>の規定の適用を受けない建築物について用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする部分以外の部分に対しては、<u>第20条の2</u>の規定は、適用しない。</p> <p>3 法第3条第2項の規定により第4条の3第1項から第4項まで、第7条、第16条第2項、第21条、第22条、<u>第23条の4第2項若しくは第3項</u>、第28条第3項、第36条第3項、第41条、第45条、第46条、第49条第2項、第50条第1号若しくは第2号又は第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更（第4条の3第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物にあつては、住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）については、法第87条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>（令和3条例44・追加）</p> <p>● 第1項</p> <p>列記の規定が既存不適格となっている建築物を用途変更する場合、用途変更する「独立部分」のみに規定が適用されます。独立部分とは、第56条第1項の規定のとおり令第117条第2項各号に掲げる部分をいいます（図1）。</p>	<p>【既存建築物の用途の変更に対する制限の緩和】</p> <p>第56条の3 法第3条第2項の規定により第6条第1項、第13条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）、第28条第1項、第38条又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分が2以上あるものについて用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>2 法第3条第2項の規定により第6条第1項、第6条の2、第13条、第19条、第20条、第23条第2項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項、<u>第33条第3項</u>、第34条から第35条まで、第36条（第3項を除く。）、第37条から第40条まで、第43条の2から第43条の4まで、第50条第3号又は第51条の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分が2以上あるものについて用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p> <p>3 法第3条第2項の規定により<u>第9条、第18条、第19条、第20条の2、第27条第2項（廊下の幅に係る制限に限る）、第36条第4項（廊下の幅に係る制限に限る）又は第43条の2</u>の規定の適用を受けない建築物について用途の変更をする場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする部分以外の部分に対しては、<u>これらの規定は、適用しない。</u></p> <p>4 法第3条第2項の規定により第4条の3第1項から第4項まで、第7条、第16条第2項、第21条、第22条、<u>第23条の4第3項若しくは第4項</u>、第28条第3項、第36条第3項、第41条、第45条、第46条、第49条第2項、第50条第1号若しくは第2号又は第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物について用途の変更（第4条の3第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物にあつては、住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）<u>をする場合においては</u>、法第87条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p> <p>（令和3条例44・追加、<u>令6条例46・一部改正</u>）</p> <p>● 第1項</p> <p>列記されている避難関連規定に適合しない既存不適格建築物について、用途変更をしない独立部分（<u>火熱遮断壁等により区画されて分離された部分</u>）には遡及しないこととしています。法第86条の7第2項、令第137条の14第2号と同様、令第109条の8により分離された部分を独立部分とします。</p> <p>● 第2項</p> <p>列記された条文の規定が既存不適格となっている建築物を用途変更する場合、用途変更する「独立部分」のみに規定が適用されます。独立部分とは、第56条第1項の規定のとおり令第117条第2項各号に掲げる部分をいいます（図1）。</p>

旧	新
 <p>開口部のない耐火構造の壁</p> <p>独立部分① 独立部分②</p> <p>用途変更部分</p> <p>既存不適格建築物</p> <p>①：遡及なし ②：遡及あり</p> <p>適用なし 現行法令を適用</p> <p>区</p>	 <p>開口部のない耐火構造の壁</p> <p>独立部分① 独立部分②</p> <p>用途変更部分</p> <p>既存不適格建築物</p> <p>①：遡及なし ②：遡及あり</p> <p>適用なし 現行法令を適用</p> <p>区</p>
<p>● 第2項</p>	<p>● 第3項</p>
<p>第20条の2（窓先空地）の規定が既存不適格となっている建築物を用途変更する場合、用途変更する部分のみに規定が適用されます（図2）。</p>  <p>図2</p>	<p>列記された条文の規定が既存不適格となっている建築物を用途変更する場合、用途変更する部分のみに規定が適用されます（図2）。</p>  <p>図2</p>
<p>● 第3項</p>	<p>● 第4項</p>
<p>列記の規定が既存不適格となっている建築物を用途変更する場合、用途変更に伴う条例の適用を除外することとしています。なお、以下の条文については、法第87条第3項によって用途変更する際の準用規定が設けられていないため、ここで列記する条文と同様に、規定の適用はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条の4（日影による中高層の建築物の高さの制限に関する区域等の指定） ・第4条の5（住宅等の地下室の容積率不算入制度に係る地盤面の指定） ・第8条（便所の構造） 	<p>列記された条文の規定が既存不適格となっている建築物を用途変更する場合、用途変更に伴う条例の適用を除外することとしています。</p> <p>なお、以下の条文については、法第87条第3項によって用途変更する際の準用規定が設けられていないため、ここで列記する条文と同様に、規定の適用はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条の4（日影による中高層の建築物の高さの制限に関する区域等の指定） ・第4条の5（住宅等の地下室の容積率不算入制度に係る地盤面の指定） ・第8条（便所の構造）
<p>【特定の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない面積】</p> <p>第56条の3 本文 略</p>	<p>【特定の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない面積】</p> <p>第56条の4 本文 略</p>
<p>【道に関する基準】</p> <p>第56条の4 本文 略</p>	<p>【道に関する基準】</p> <p>第56条の5 本文 略</p>

旧	新
<p>【道路の変更又は廃止】 第56条の5 本文 略</p>	<p>【道路の変更又は廃止】 第56条の6 本文 略</p>
<p>【工事監理者等の届出】 第56条の6 法第7条第4項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは法第7条の3第4項の規定による検査の対象となる建築物の建築主又は法第18条第2項の国の機関の長等（以下「国の機関の長等」という。）は、工事に着手する日の14日前（法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた日から13日以内に工事に着手しようとする場合には、工事の着手日前）までに、建築主事に工事監理者及び工事施工者の選任に関する届出書を提出しなければならない。</p> <p>2 建築主又は国の機関の長等は、前項の規定により届け出た工事監理者又は工事施工者の氏名又は住所を変更しようとする場合は、速やかに、建築主事に届出書を提出しなければならない。</p> <p>（平12条例25・追加、平12条例83・旧第56条の3繰下・一部改正、平15条例13・旧第56条の4繰下・平22条例5・旧第56条の5繰下、令元条例11・一部改正）</p>	<p>【工事監理者等の届出】 第56条の7 法第7条第4項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは法第7条の3第4項の規定による検査の対象となる建築物の建築主又は法第18条第2項の国の機関の長等（以下「国の機関の長等」という。）は、工事に着手する日の14日前（法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた日から13日以内に工事に着手しようとする場合には、工事の着手日前）までに、建築主事又は建築副主事（当該工事が法第4条第7項に規定する大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事。次項において同じ。）に工事監理者及び工事施工者の選任に関する届出書を提出しなければならない。</p> <p>2 建築主又は国の機関の長等は、前項の規定により届け出た工事監理者又は工事施工者の氏名又は住所を変更しようとする場合は、速やかに、建築主事又は建築副主事に届出書を提出しなければならない。</p> <p>（平12条例25・追加、平12条例83・旧第56条の3繰下・一部改正、平15条例13・旧第56条の4繰下・平22条例5・旧第56条の5繰下、令元条例11・令6条例46・一部改正）</p>
<p>【手数料】 第56条の7 次に掲げる許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物につき、第3号、第7号、第9号、第13号、第16号（第47条第1項の規定に基づく制限の緩和に関する許可に係る部分に限る。）、第17号又は第18号の許可のいずれか2以上の許可を同時に申請する場合においては、これらの申請を1件の申請とみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3条の2第5項の規定に基づく許可 (2) 第4条第4項の規定に基づく許可 (3) 第4条の2第3項の規定に基づく許可 (4) 第4条の3第5項第1号の規定に基づく許可 (5) 第4条の3第6項第1号の規定に基づく許可 (6) 第4条の5第4項第2号の規定に基づく許可 (7) 第5条第5項の規定に基づく許可 (8) 第6条第4項の規定に基づく許可 (9) 第24条第3項の規定に基づく許可 (10) 第25条第4項の規定に基づく許可 (11) 第27条第6項の規定に基づく許可 (12) 第28条第4項の規定に基づく許可 (13) 第29条第4項の規定に基づく許可 (14) 第42条の規定に基づく許可 (15) 第46条ただし書の規定に基づく許可 	<p>【手数料】 第56条の8 次に掲げる許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物につき、第3号、第7号、第9号、第13号、第16号（第47条第1項の規定に基づく制限の緩和に関する許可に係る部分に限る。）、第17号又は第18号の許可のいずれか2以上の許可を同時に申請する場合においては、これらの申請を1件の申請とみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3条の2第5項の規定に基づく許可 (2) 第4条第4項の規定に基づく許可 (3) 第4条の2第3項の規定に基づく許可 (4) 第4条の3第5項第1号の規定に基づく許可 (5) 第4条の3第6項第1号の規定に基づく許可 (6) 第4条の5第4項第2号の規定に基づく許可 (7) 第5条第5項の規定に基づく許可 (8) 第6条第4項の規定に基づく許可 (9) 第24条第3項の規定に基づく許可 (10) 第25条第4項の規定に基づく許可 (11) 第27条第6項の規定に基づく許可 (12) 第28条第4項の規定に基づく許可 (13) 第29条第4項の規定に基づく許可 (14) 第42条の規定に基づく許可 (15) 第46条ただし書の規定に基づく許可

旧	新
<p>(16) 第48条の2の規定に基づく許可 (17) 第52条第4項の規定に基づく許可 (18) 第53条第2項の規定に基づく許可 (19) 第53条の9の規定に基づく許可</p> <p>2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。 (平18条例31・追加、平22条例5・旧第56条の6繰下・一部改正、平27条例40・平28条例71・一部改正)</p> <p>本条は、許可を受ける場合の申請手数料を定めるものです。許可を受けようとする条文ごとに1件となりますが、複合建築物で各々の用途について条例の制限があり、特例許可を受けようとする場合(例：共同住宅(第5条)と物品販売業を営む店舗(第24条)の複合建築物)は、複数件であっても1件の申請とみなして手数料を算定します。</p>	<p>(16) 第48条の2の規定に基づく許可 (17) 第52条第4項の規定に基づく許可 (18) 第53条第2項の規定に基づく許可 (19) 第53条の9の規定に基づく許可</p> <p>2 第56条の2第5項の規定に基づく認定を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。 3 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 4 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。 (平18条例31・追加、平22条例5・旧第56条の6繰下・一部改正、平27条例40・平28条例71・令6条例46・一部改正)</p> <p>● 第1項 許可を受ける場合の申請手数料を定めるものです。許可を受けようとする条文ごとに1件となりますが、複合建築物で各々の用途について条例の制限があり、特例許可を受けようとする場合(例：共同住宅(第5条)と物品販売業を営む店舗(第24条)の複合建築物)は、複数件であっても1件の申請とみなして手数料を算定します。</p> <p>● 第2項 認定を受ける場合の申請手数料を定めるものです。</p>
<p>第57条 略</p>	<p>第57条 略</p>
<p>第58条 第3条、第3条の2第2項若しくは第4項、第4条第1項、第4条の2第1項若しくは第2項、第4条の3第1項から第3項まで、第5条第1項、第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第7条、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第16条第1項若しくは第2項(第23条の4第2項及び第49条第2項に準用する場合を含む。)、第18条から第20条まで、第20条の2第1項、第21条から第23条の3まで、第23条の4第1項、第3項若しくは第4項、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第1項、第2項若しくは第4項、第28条第1項から第3項まで、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第33条から第34条の2まで、第35条第1項若しくは第3項から第6項まで、第36条第1項から第4項まで、第37条から第41条まで、第43条の2から第46条まで、第47条第1項、第47条の2、第48条、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第51条、第52条第1項若しくは第2項、第53条第1項又は第53条の3から第53条の5までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。))においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者</p>	<p>第58条 第3条、第3条の2第2項若しくは第4項、第4条第1項、第4条の2第1項若しくは第2項、第4条の3第1項から第3項まで、第5条第1項、第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第7条、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第16条第1項若しくは第2項(第23条の4第3項及び第49条第2項に準用する場合を含む。)、第18条から第20条まで、第20条の2第1項、第21条、第22条、第23条第1項若しくは第2項、第23条の2、第23条の3、第23条の4第1項、第4項若しくは第5項、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第1項、第2項若しくは第4項、第28条第1項から第3項まで、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第33条第1項若しくは第3項、第34条、第34条の2、第35条第1項若しくは第3項から第6項まで、第36条第1項から第4項まで、第37条から第41条まで、第43条の2から第46条まで、第47条第1項、第47条の2、第48条、第49条第1項若しくは第2項、第50条、第51条、第52条第1項若しくは第2項、第53条第1項又は第53条の3から第53条の5までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。))においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者は、500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者</p>

旧	新
<p>に対して同項の刑を科する。</p> <p>3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。</p> <p>(昭47条例11・旧第59条繰上・一部改正、昭57条例47・昭62条例61・平3条例71・平5条例43・平8条例8・平10条例57・平12条例83・平16条例51・平17条例105・平22条例5・平24条例41・平27条例40・平30条例51・令元条例11・一部改正)</p>	<p>に対して同項の刑を科する。</p> <p>3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。</p> <p>(昭47条例11・旧第59条繰上・一部改正、昭57条例47・昭62条例61・平3条例71・平5条例43・平8条例8・平10条例57・平12条例83・平16条例51・平17条例105・平22条例5・平24条例41・平27条例40・平30条例51・令元条例11・令6条例46・一部改正)</p>
	<p><u>附 則 (令和6年9月条例第46号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条の2の見出しの改正規定は公布の日から、第3条の2第2項第6号の改正規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>